

## 4 現在の野火止用水・平林寺

### (1) 近代以降の土地利用の変遷

#### ア 明治時代の土地利用

柳瀬川と黒目川の沿岸には水田が広がっており、その中間の台地上には畑と森林が広がっています。さらに、川越街道沿いや志木街道沿いには畑が連なり、奥には雑木林が広がるという短冊形地割が継承されている様子がうかがえます。このことから、松平信綱による野火止台地上の新田開発によって生まれた土地利用形態が、江戸時代中期から後期を通じて明治時代に至るまで継承されていたと言えます。

野火止用水は、開削当時から飲料水・生活水として利用されていたため、市域の用水沿いには水田は見られません。図の範囲外ですが、寛文 2 年(1662)に作られたいろは樋によって新河岸川を越え、志木市宗岡に至って初めて、水田の灌漑用水として利用された様子もうかがい知れます。18 世紀

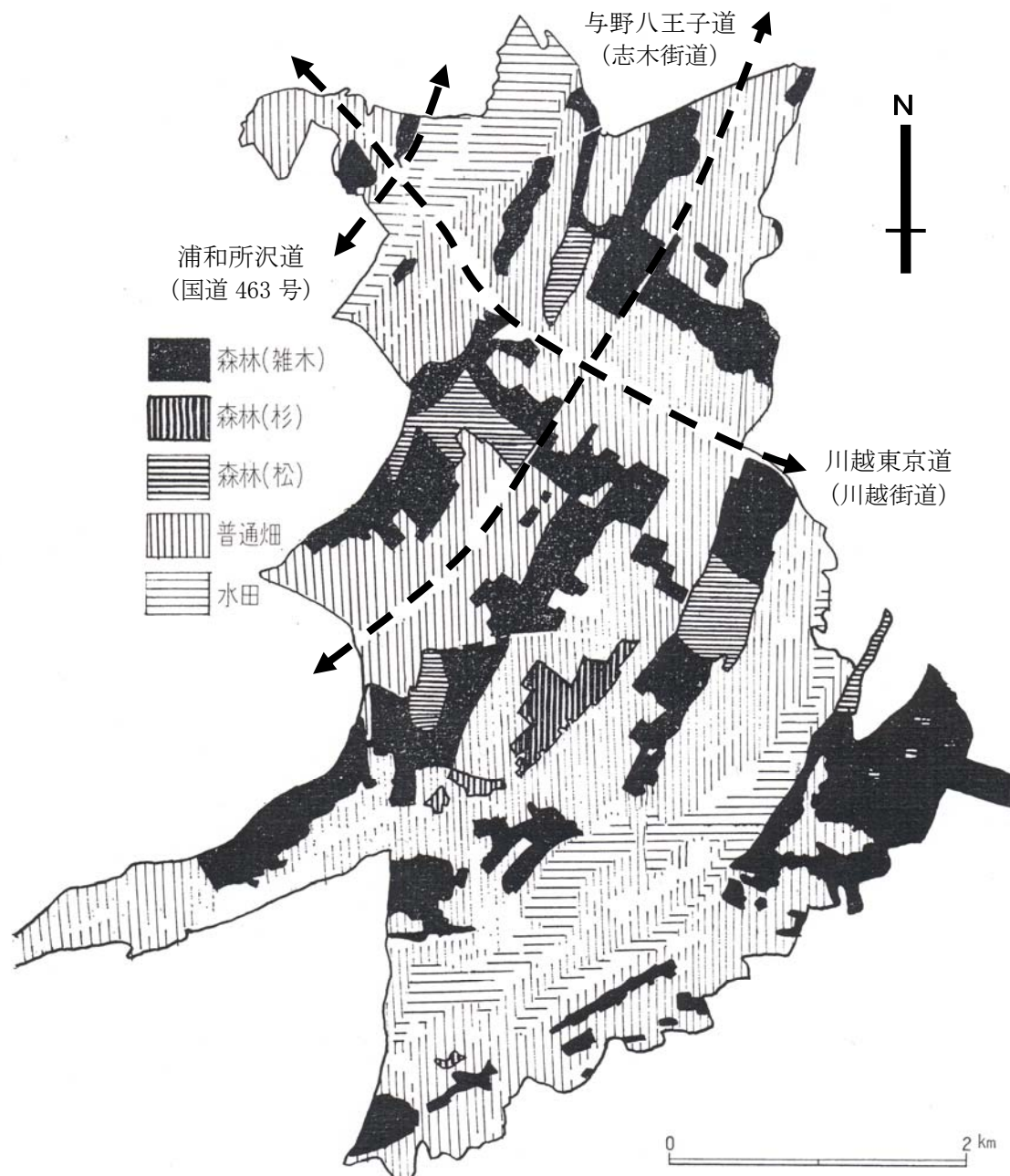


図 2-41 明治 14 年(1887)の土地利用

出典:『新座市史』第 1 巻自然・考古古代中世資料編

に入ると、享保改革の新田開発政策によって宮戸(朝霞市)にも用水が引かれ、新田の灌漑に利用されました。

松平信綱によって整備された新河岸川も、舟運として利用され続けていました。新河岸川では、川越藩の藩米輸送や城下町川越に供給される諸物資の運送を中心に、武蔵野開発に伴う金肥の輸送や江戸への薪炭等の輸送が行われていました。江戸時代後期には、増大する川越街道の利用者の需要に応える形で「早船」と呼ばれる乗客用の舟が営業されたこともありましたが、街道沿いの宿等からの反対によって、営業は差し止められます。その後、新河岸川では本来の物資輸送のみが行われました。

明治7年(1880)には、地元住民からの要望によって、川越街道の改修がなされており、この当ても江戸時代前期以来の主要道として機能していたことがわかります。明治21年(1894)の「新座地域公益道運輸交通調」によると、街道の利用者は下表のようでした。川越東京道の貨物種類を見ると、市域で栽培された甘藷(サツマイモ)や麦、水車製粉された小麦粉、市域で紙すきがされた製紙が出荷されている様子が見て取れます。特に小麦粉は、江戸時代後期に武蔵野の水車屋が連合して江戸に売り込んだことがあり、明治時代になっても主要な商品であったことがうかがえます。また、駄馬・荷車・人力車といった輸送用車両の利用者が旅人よりも少ないのは、新河岸川の舟運が機能していたことが推測できます。浦和所沢道や与野八王子道では、干粕や麦粕が多いことが目立ちます。これらは、大消費地・東京に出荷する商品作物を育てるための肥料を調達したと思われる。収量増加を図る過程で、雑木林から得る自家製の肥料だけでは不足していたといえます。

明治22年(1895)頃、東京ー川越間に乗合馬車が開通し、万世橋を出発して野火止まで22銭、大和田まで24銭で、川越までは40銭だったといえます。自動車もまだ普及せず、鉄道も敷設されていない時代でしたが、個人が東京への往復に川越街道を利用していた様子がうかがえます。

明治初頭の新座市域は、野火止新田開発以来の土地利用形態を継承しつつも、200余年の間に江戸・東京の地回り経済圏として発展を遂げ、物資の供給に貢献していたことがうかがえます。

表 2-17 街道の利用者数

等級	道路名称*	運輸交通 1 か年分				貨物種類
		駄馬	荷車	人力車	旅人	
第 1 等	川越東京道	2,529	19,350	5,430	36,500	甘藷 1 分、小麦粉 2 分、紙類 2 分、 麦 2 分、雑貨 1 分
	浦和所沢道	2,920	20,075	1,825	20,075	穀物干粕 麦粕 5 分、薪炭 3 分、 雑貨 2 分
第 2 等	与野八王子道 (志木八王子道)	9,230	1,299	21,830	33,204	醤油味噌 2 分、紙類 2 分、 干粕 麦粕 4 分、反物 2 分

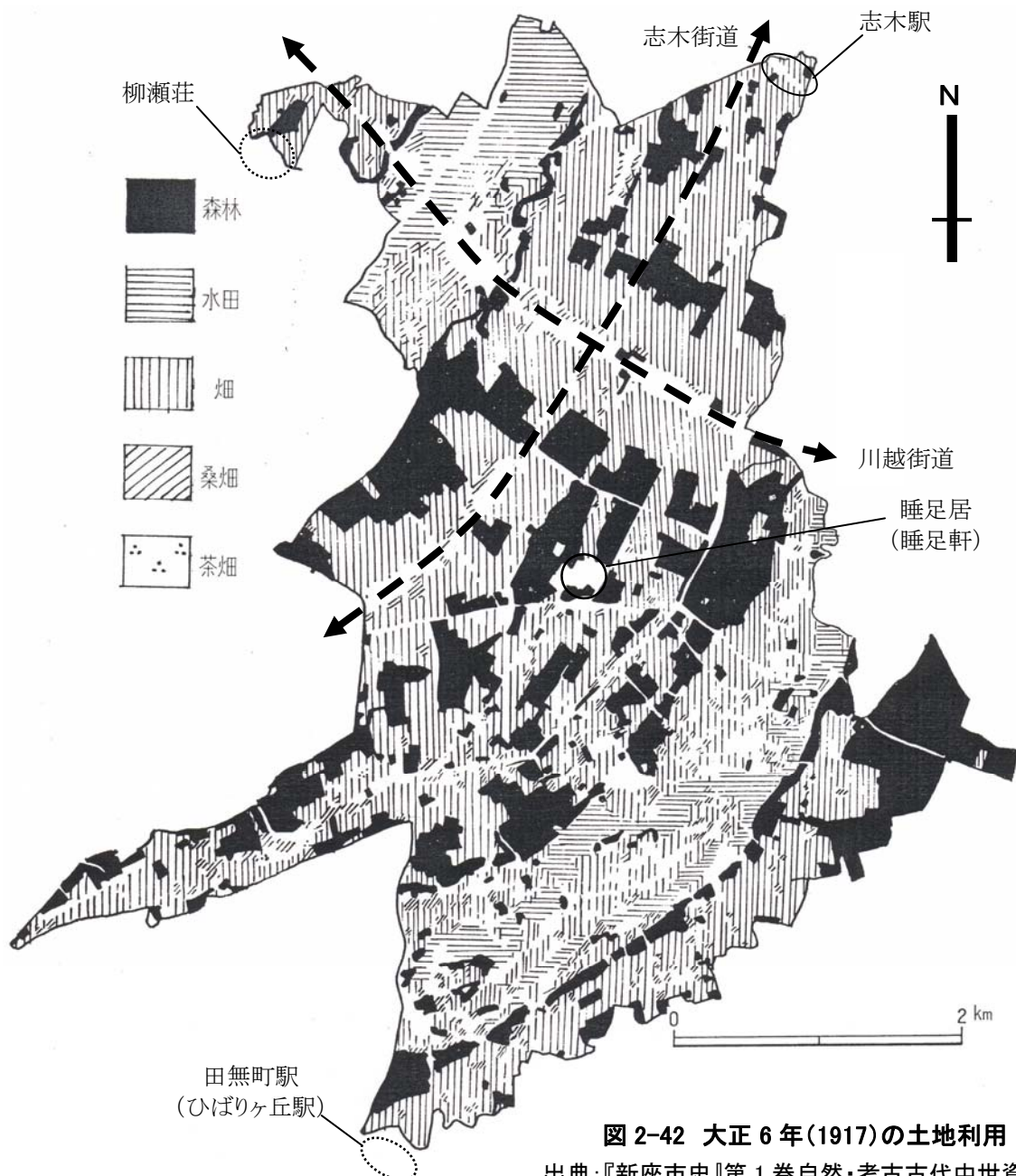
出典:『新座市史』第 5 巻通史編

\* 川越東京道は現埼玉県道 109 号新座和光線(旧川越街道)、浦和所沢道は現埼玉県道・東京都道 179 号所沢青梅線、与野八王子道は現埼玉県道・東京都道 40 号さいたま東村山線(志木街道)です。

## イ 大正時代から昭和時代前期の土地利用

大正時代初頭、市域に鉄道が敷設されたことにより、交通や輸送に大きな変化が訪れます。大正 3 年(1914)、東上鉄道(東武東上線)池袋駅～田面沢駅(霞ヶ関駅)間の 33.5 km が営業を開始し、志木駅が設けられました。また、大正 4 年(1915)には武蔵野鉄道(西武池袋線)池袋駅～飯能駅間が営業を開始し、大正 13 年(1924)には田無町駅(ひばりヶ丘駅)が設けられました。この頃、第 1 回国勢調査が実施され、大和田町は面積 13.67km<sup>2</sup>、人口 4,077 人、世帯数 703 世帯、片山村は面積 8.85km<sup>2</sup>、人口 2,579 人、世帯数 461 世帯となっています(大正 9 年(1920))。

明治 14 年(1887)と比較すると、川越街道・志木街道沿いの短冊形地割や、耕地整理によって生産力の向上した柳瀬川・黒目川沿いの水田は継承されているようですが、全体的に森林が減少している点を指摘できます。これは、市内外での人口増加に伴い、食料生産のために雑木林を畑へと変えたことが原因と考えられ、明治 14 年(1887)には森林だった場所が、大正 6 年には畑になっている点と、明治政府が殖産興業の方針に基づいて森林開墾を奨励したことから裏付けられます。東武東上線はサツ



マイモを運んでいたことから「芋列車」とも呼ばれており、武蔵野鉄道はその変遷の過程で「西武農業鉄道」と称したことがありました。これらの名称からも、当時の鉄道は農作物等の物資を都心部へ運ぶことが中心業務であったと考えられます。鉄道が誕生・発展するにつれ、それまで輸送の中心であった新河岸川の舟運は衰退していきました。

鉄道を介した農作物や薪の出荷により、東京の衛星都市として市域が発展していく一方、都心部の喧騒を離れ、武蔵野台地を訪れる人々も現れ始めました。大正 12(1923)年出版の田山花袋『東京近郊一日の行楽』の中では、玉川上水流域の小金井の桜とともに、平林寺が紹介されています。高浜虚子等で知られる近代俳句のホトギス派は、昭和 5 年(1930)から 14 年(1939)まで「武蔵野探勝会」と称した吟行会を計百回も開催しており、第 4 回には平林寺を訪れています。「電力の鬼」にして近代三茶人の一人である松永安左エ門(耳庵)は、昭和 4 年(1929)に柳瀬川沿いの台地上に柳瀬荘を造営して、一時隠遁生活を送りましたが、昭和 13 年(1938)には平林寺の向かいに、飛騨高山地方から古民家を移築して「睡足居」と命名し、ここで我流の茶道を楽しんでいます(これが現在の睡足軒となります)。これらの文化人・財界人たちは、武蔵野の雑木林の面影を求めて新座を訪れる人々の先駆けであったと言えます。

大正時代後半から昭和時代前半(1917 年から 1967 年頃)にかけては、資料が不足しており、土地利用の変遷を追うことが難しい状況です。この間の昭和 19 年(1944)に野火止用水と平林寺林泉境内が埼玉県の文化財に指定される一方、新座市域では急速に水道が普及し(下表「新座の水道略史」参照)、これにより野火止用水は飲料水としての機能を失っていきました。同時に、生活排水が用水に流されるようになり、汚濁が進行した時期でもあります。

表 2-18 新座の水道略史

昭和 24 年(1949)9 月	菅沢・西分簡易水道創設
昭和 32 年(1957)3 月	大和田地区簡易水道、給水開始
昭和 35 年(1960)	野火止浄水場の運転開始
昭和 36 年(1961)3 月	新座町野火止東・北野地区簡易水道、給水開始
昭和 37 年(1962)7 月	水道道路完成(荒川～東村山水道管理設)
昭和 38 年(1963)9 月	新座町上水道(第 1 期拡張)、給水開始
昭和 41 年(1966)3 月	新座町上水道(第 1 期拡張)完成。3 月、西堀浄水場の運転開始。12 月、新座町上水道(第 2 期拡張)認可
昭和 42 年(1967)1 月	新座町野火止東・北野地区簡易水道廃止
昭和 43 年(1968)5 月	片山浄水場の運転開始。9 月、野火止浄水場高架水槽の供用開始
昭和 44 年(1969)7 月	新座団地給水場の運転開始(高架水槽を含む)
昭和 48 年(1973)3 月	新座市上水道(第 3 期拡張)認可

「郷土の歩み」をもとに作成



## ウ 高度経済成長期1

大正6年(1917)と比較すると、森林がさらに減少している点が明らかです。川越街道沿いの開発が進み、図上でも太い空白部分が生まれています。昭和41年(1966)には、野火止新田の畑と雑木林を分断する位置に国道254号が開通し、それに伴って周辺の畑が減少しています。一方、志木街道沿いでは、短冊形地割が比較的継承されています。柳瀬川沿いの水田は、大正耕地整理によって大規模化し、柳瀬川にも堰が整備されます。各農家にも耕運機等の農業機械が普及し、省力化していきま

した。

市の北部と南部では、畑であった場所が空白になっています。北部の北野一帯の空白地帯には、以下のような経緯があります。昭和31年(1956)、東武東上線志木駅南口近郊で、日本住宅公団による大規模な宅地造成計画が持ち上がりました。しかし、都市拡大を防ぐグリーンベルト整備政策を堅持する農林省(当時)は、一帯の宅地利用を認めませんでした。事

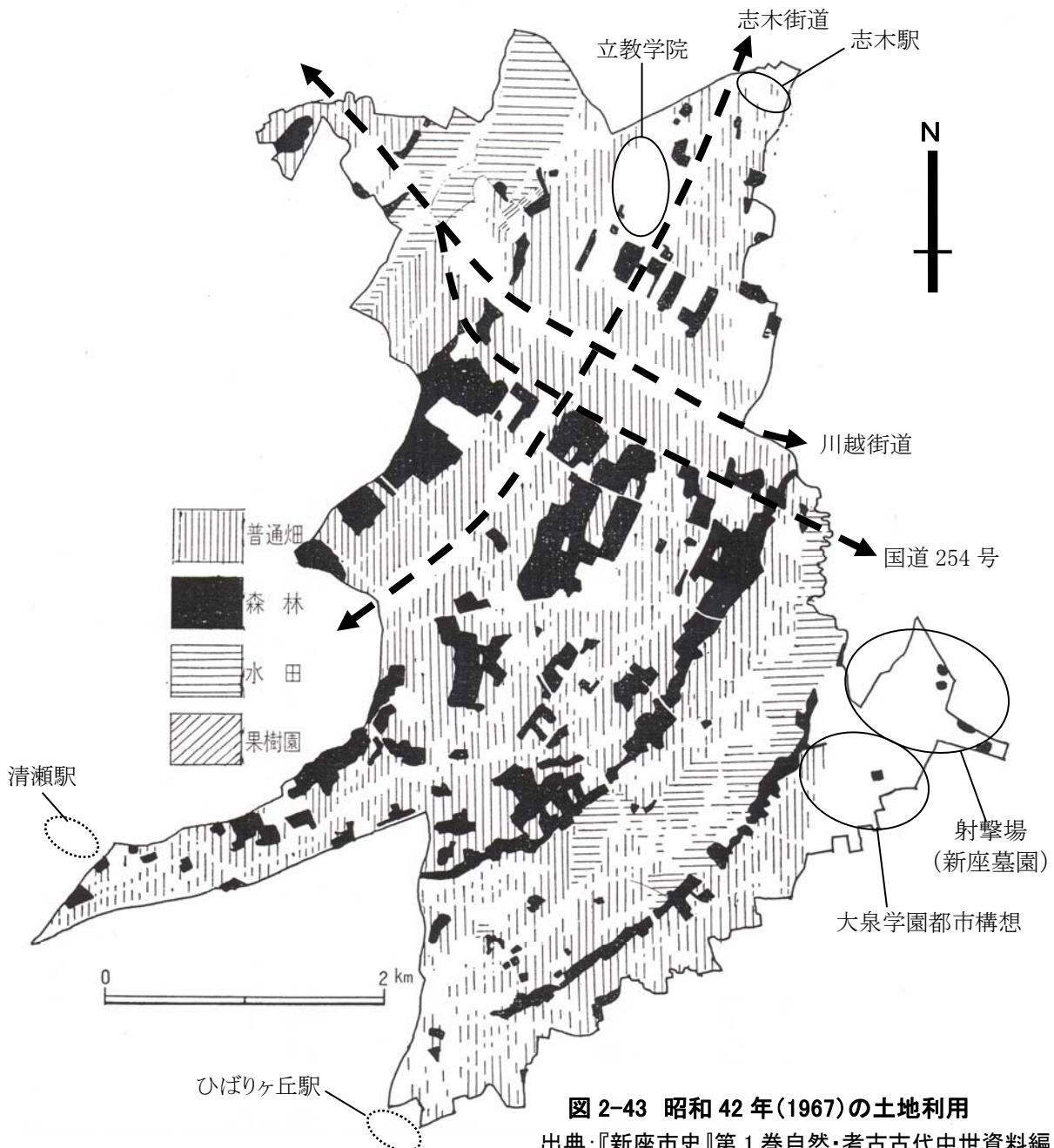


図2-43 昭和42年(1967)の土地利用

出典:『新座市史』第1巻自然・考古古代中世資料編

業を引き継いだ東武鉄道株式会社は、沿線の発展を願って立教学院(立教大学)に校地として寄付する意向を示し、校舍建設計画が浮上します。当時の新座町長も「文教都市」を目指し、私財を投じてこれを後押しし、昭和35年(1960)、土地を譲り受けた立教学院が高等学校を移転し開校しました。昭和30年代前半には市内の高校進学率は20%ほどでしたが、30年代後半には40%に増え、40年代中頃には90%に急増しています。

大規模な宅地建設は実現しませんでした。昭和35年(1960)に東武東上線志木駅の南口改札が新設されると、同年には東北土地区画整理事業が新座町によって決定されます。しかし、実際に事業計画が軌道に乗ったのは昭和50年(1975)頃からです。その間の15年間も、民間事業者による開発は進行していきます。市の南部においても、西武池袋線の利用者拡大のために、同様の宅地開発が行われてきました。

新座市は、市域の南側が東京都に接しており、「埼玉都民」と呼ばれるような、市内から都心部へ通勤・通学する人も多く居住しています。東武東上線志木駅の年間利用者数(発車)を見ると、昭和5年(1930)には年間141,160人でしたが、昭和42年(1967)には11,062,100人に達し、約80倍に増えています。この頃から、東京のベッドタウンとして新座市が発展していく様子がうかがえます。昭和30年(1955)、大和田町と片山村が合併して新座町が誕生した時の第8回国勢調査では、人口11,700人、市面積22.80km<sup>2</sup>、世帯数2,164世帯でした。

鉄道駅周辺の開発は、行政が主導して計画的に行われたものではなく、個々の所有者・事業者が土地を売却・造成し、宅地開発を行ったものでした。そのため、一定の地域に住宅地と畑等が混在し、駅周辺から人口集中するスプロール化現象が起こっています。縦長の畑を宅地化する際は、利便性と経済性を考慮して、土地の長軸に沿って中央に私道を通し、その両側に住宅が建ち並びました。このような関東近郊で典型的な新興住宅地の景観も、近世以来の短冊形地割に起因しています。大規模な開発こそ実施されませんでした。結果的に新田開発当時の形態が住宅地として残ることになりました。

市の東端にあった森林は、南側と北側がそれぞれ異なる理由で消滅しました。まず南側は、大正時代の大泉学園都市構想によって大規模な開発が計画され、森林が伐採されました。住宅地や商店等が分譲される予定でしたが、都市施設が完備されないまま戦後を迎えます。北側は旧日本陸軍の演習場として利用され、昭和39年(1964)の東京オリンピックの開催前に、射撃場として大規模造成が行われます。この時の造成工事中に関東ローム層から多数の旧石器が採取され、「市場坂型ナイフ」として、当時の日本考古学界に大きな影響を与えました。その後は一部地域が発掘調査を経て、現在では新座市営墓園等として利用されています。

かつては市内全域に畑と雑木林が広がっていましたが、この頃より、交通の便のよい所での宅地開発と営農意欲のある農地という、土地利用の二極化の兆候が見え始めます。

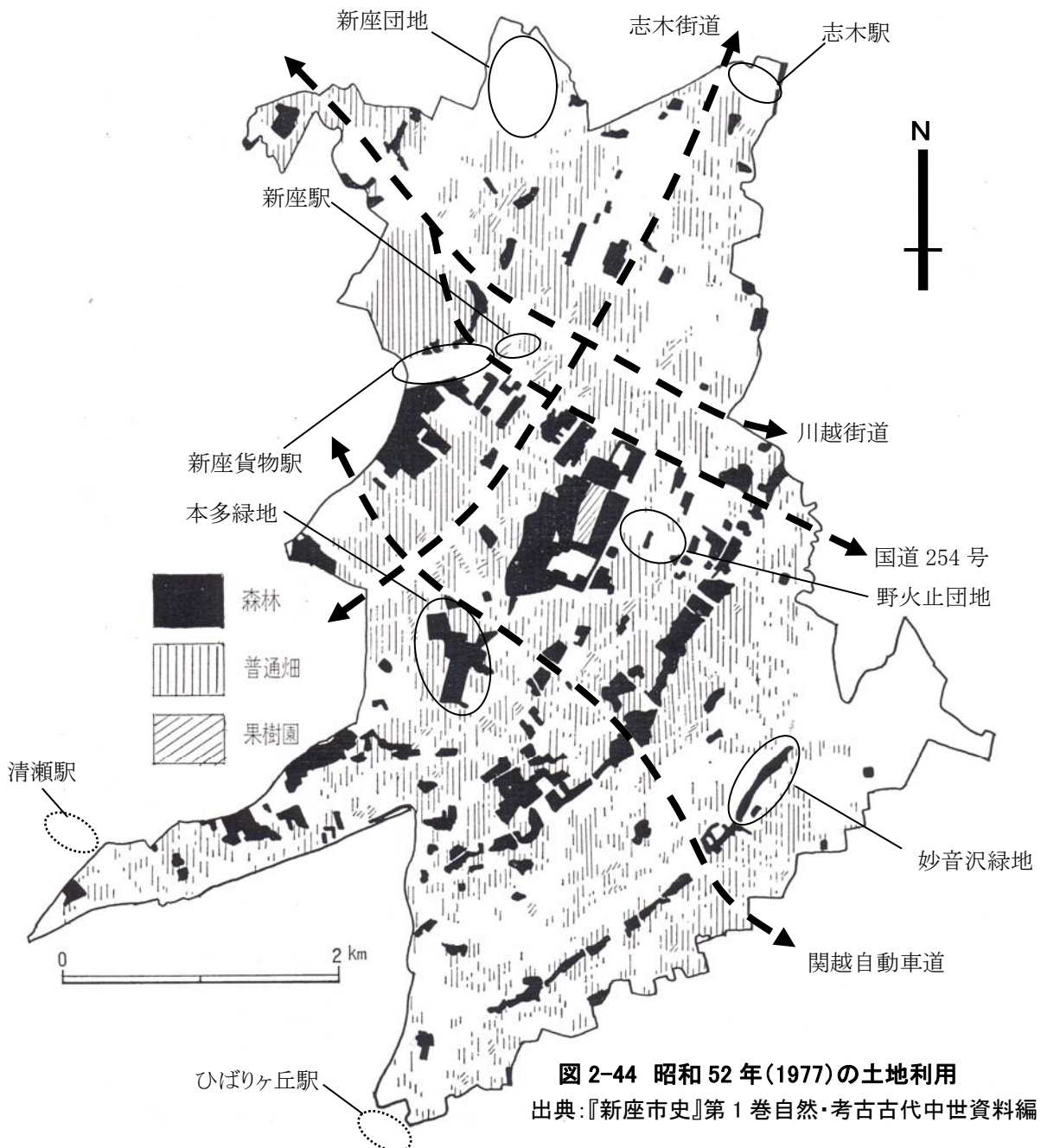
農地については、伝統的な根菜類(ニンジン・ダイコン・ゴボウ)を栽培する農家に加え、観光農園として、ブドウやナシ、クリ等の果樹園を営み、農業を継続しようとする農家も現れます。

また、野火止用水は、昭和48年(1973)に東京都側の水不足によって玉川上水からの分水が止められてしまいます。用水の汚濁はさらに悪化しており、ヘドロ化して悪臭を放っていた地域もありました。一部では用水の暗渠化や道路敷化、廃滅が進行し、以後水の流れを見ることができなくなった地域もあります。野火止用水の分水停止と水質汚濁は、新座市における高度経済成長期の乱開発と環境汚染を象徴しているといえます。

## エ 高度経済成長期2

昭和 42 年(1967)と比較すると、まず空白地帯が広がった点が目に止まります。これは、昭和 42 年(1967)でも見られた鉄道利用者のための宅地開発がさらに進行したことを示しており、それに伴って畑が激減しています。昭和 43 年(1968)には市内の人口が 5 万人を突破しました。さらに、昭和 49 年(1974)には、国鉄武蔵野西線開通に伴い、国鉄北朝霞駅との連絡のため、東武東上線朝霞台駅が新設され、これも宅地化を後押ししています。同年には人口が 10 万人を突破しました。昭和 30 年(1955)から昭和 55 年(1980)にかけての人口は 10 倍に急増し、特に昭和 30 年(1955)から昭和 45 年(1970)にかけては、人口伸び率が全国 4 位でした。これらの人口増の背景には、第 2 次ベビーブームの影響もあります。

また、昭和 44 年(1969)に国鉄武蔵野西線新座貨物駅(194,000 m<sup>2</sup>)の工事が着手され、新座客車駅(新座駅・11,000 m<sup>2</sup>)の工事も着手されています。これに伴い、同駅周辺でも森林と畑の減少が見られます。同じ頃、東武東上線の貨物輸送量は減少し始め、乗客数が伸びていきました。





一方、昭和 42 年(1967)と比較すると、川越街道沿いの開発はそれほど進行していません。これは、国道 254 号が幹線道路として機能し始めたことにより、道路両側に屋敷地の連なった川越街道沿いの開発が停滞したためだと考えられます。結果的に、川越街道沿いには江戸時代以来の屋敷構えの面影が残ることとなりました。

昭和 48 年(1973)、稲作調整も始まり(42ha)、柳瀬川・黒目川の水田も減少しています。柳瀬川の水質悪化によって水田耕作は危機を迎え、時を同じくして公団住宅建設整備計画が持ち上がっていました。

このような状況下で、水田の宅地化は進行し、特に市北端では新座団地の開発に伴って広大な住宅地が生まれています。この新座団地や鉄道駅の周辺には、40 以上の店舗が集まった商店街も形成されていました。志木駅南口には、「尾張屋」といった大型店舗の出店も始まります。

昭和 55 年(1980)には、市の中央部に野火止団地が完成しました。当初は高層耐火建築を構想していたようですが、平林寺に近いことから周辺住民の反対運動もあり、一部は低層に計画変更されました。この頃から、景観を保存していこうとする住民の要望が垣間見えます。

森林についても、さらに減少しており、まとまって継承されているのは、平林寺境内林や野火止用水沿いの本多緑地、黒目川流域の妙音沢緑地くらいしかありません。川越街道沿いの雑木林は、ほぼ見られなくなり、志木街道沿いにおいても雑木林の減少が明らかです。

昭和 48 年(1973)には関越自動車道東京～川越間(21.2km)が自動車専用道路として開通したため、翌、昭和 49 年(1974)は、東武東上線の貨物輸送が激減しています。昭和 50 年(1975)には貨物輸送がなくなって乗客専用の鉄道となりました。輸送の中心は自動車に移行していき、それに伴い市内に輸送用の大規模な倉庫の建設が始まりました。これも畑と森林の減少に拍車をかけました。

なお、関越自動車道と交差していた野火止用水は、当時流れのあった 3 箇所において、水路橋を建設することで分断をまぬがれました。

東京都に隣接し、国道 254 号や関越自動車道が通っていることから、市内への工場の進出や増設が相次ぎました。松永安左エ門が設立した東邦産業技術所の流れを汲むサンケン電気に代表される電気機器工場や、凸版印刷に代表される出版・印刷工場が建設されていきます。しかし、排水の整備が不十分であったこともあり、工場廃水や雑排水が野火止用水に流入されました。市内で本格的な下水道工事が始まるのは、昭和 50 年(1975)以降のことです。

一方、公害への懸念と急激な開発への反省もあってか、市内では野火止用水の清流を復活させようという機運が高まります。同時期、玉川上水や千川上水流域でも清流復活運動が起こっていました。

昭和 49 年(1974)から 53 年(1978)にかけて実施された野火止用水復原対策事業と、昭和 59 年(1984)から 63 年(1988)にかけて実施された野火止用水清流対策事業により、東京都や周辺市との調整の結果、野火止用水に清流が復活することになります。ここでも、用水の流れが時代の流れを象徴していると言えます。



図 2-45 平成 6 年(1994)の川越街道

野火止用水に蓋かけをしたブロックが奥に向かって連なっています。街道上を横断しているのが JR 武蔵野線の高架橋です。街道沿いには一部で屋敷林も残存しています。



## オ 現代の土地利用

平成 17 年(2005)になると、これまでの資料とは単純比較はできませんが、国道 254 号沿いや鉄道駅周辺に商用地と住宅地が広がっており、自動車・鉄道利用者のための宅地開発や日用品等の小売店・飲食店の増加を反映しています。平成 21 年度(2009)の鉄道乗車人員は、志木駅で年間 18,285,697 人(1日あたり 50,098 人)、新座駅で年間 6,197,203 人(1日あたり 16,978 人)でした。駅の利用者全てが新座市民というわけではありませんが、多くの人が都心部へ登校・出勤等をしていると考えられ、東京のベッドタウンとしての位置付けは、昭和 52 年(1977)とほとんど変わっていません。

一方、市の中央部分には、畑と山林が残されている点が特筆されます。川越街道沿いや志木街道沿いにおいては、畑や雑木林が宅地化した所もありますが、短冊形地割が継承されている様子も見えます。また、野火止用水沿いの緑道や公園、平林寺境内林等、山林が残っていることも見てとれます。畑が比較的多いのは、営農意欲のある農家を生産緑地に指定すること、市街化調整区域であること等に起因していると考えられます。販売農家の作付面積を広い順に見ると、「ほうれんそう 5,545a、にんじん 5,510a、さといも 2,497a、だいこん 1,403a、ばれいしょ 919a」となっており、伝統的な根菜類の栽培が継承されていることがわかります。(平成 17 年(2005)2 月 1 日現在)。一方、かつて江戸・東京に向け

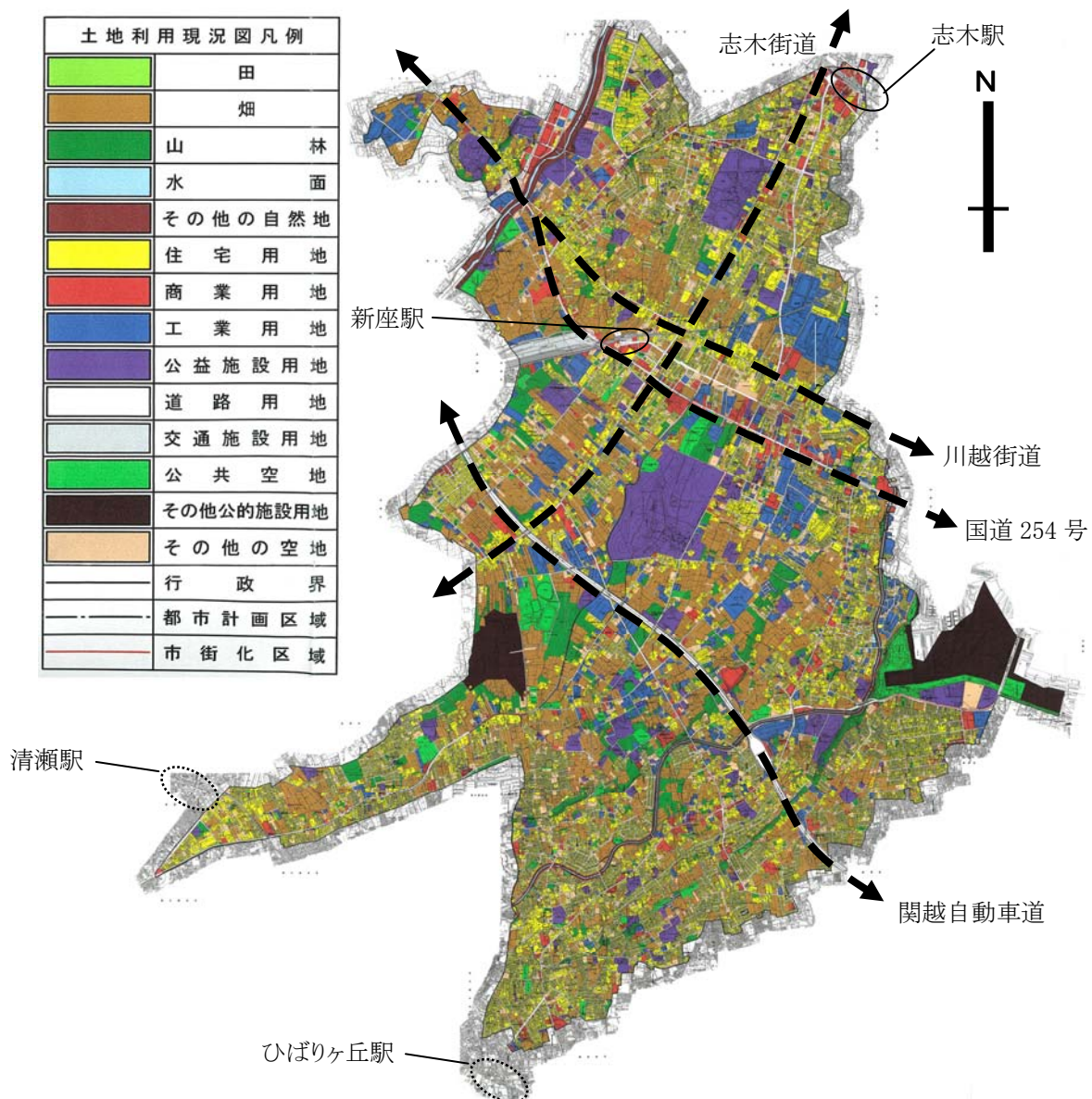


図 2-46 平成 17 年(2005)の土地利用

出典:『平成 17 年都市計画基礎調査』

て大量に出荷された麦類は 277a しかなく、ごぼうやさつまいもも激減しています。

バブル景気以降、高度経済成長期のような大規模な開発は減少しました。住宅と畑が混在するスプロール化現象は現代にも継承されています。また、交通の便の良い所の開発と、営農意欲のある農地という土地利用の二極化は定着しつつあります。表 2-19 の地目別土地面積でも、6 年間で畑や山林が減少し、宅地が増加している様子が見て取れますが、劇的な変化をしているとは言えません。畑については、市面積の 18.9%を占めており(平成 22 年度(2010))、首都近郊においては高い数値を保っています。ただし、柳瀬川と黒目川沿いにあった水田は平成 3 年(1991)に消滅しており、毎年 1,000 件前後の農地転用申請が提出されています。

新座市内だけを見ると、明治・大正・昭和と森林が減少していく様子が見て取れます。平成 22 年度(2010)のデータでは、市全体の面積に占める山林の割合は 4.4%に過ぎません。それでも、首都圏や周辺市において、まとまった山林がほぼ消滅してしまっていることを勘案すると、新座市は比較的山林が残されていると言えます。「サラリーマンカラス」の営巣地として知られた平林寺境内林ですが、これも都心部に森林がなくなったからこそ、カラスが逃げのびるように集まってきた結果と言えます。

飲料水・生活用水として開削された野火止用水ですが、現在では水道の普及率は 99.9%であり、当初の利用法はなされていません。それにも関わらず、市民が清らかな流れの復活を望んでいる背景には、歴史を伝える史跡としてだけでなく、ウォーキング等を楽しむ親水空間としての機能があると言えます。後述する市民アンケートにおいても、都心部への交通の利便性を享受する一方で、多くの人が野火止用水や平林寺境内林に新座らしさを感じています。すなわち、駅周辺の比較的新しい宅地に暮らす住民も、市中央部に古くから残る雑木林や野火止用水に愛着を感じているのです。かつては、個々の住宅が屋敷林や雑木林を所有しましたが、宅地開発では無用となった木々は伐採されました。しかし、「緑」を持たない人々は、代わりに公園や緑道の整備・管理を求めるようになりました。これが、ボランティアによる雑木林の萌芽更新といった活動や地権者の方々との協力にもつながっていったと考えられます。また、平成 9 年(1997)からは野火止用水クリーンキャンペーンも実施されており、毎年千人を越える参加者によって、野火止用水の愛護活動が図られています。さらに、平成 23 年度(2011)には、新座駅南口第 2 土地区画整理事業地内に野火止用水の流れが復活し、現在も新座駅南口に向かって新たな用水路と遊歩道の整備が行われています。

表 2-19 地目別土地面積 各年1月1日現在(単位:a)

地目	平成 17 年 (2005)	平成 18 年 (2006)	平成 19 年 (2007)	平成 20 年 (2008)	平成 21 年 (2009)	平成 22 年 (2010)
田	0	0	0	0	0	0
畑	46,605	45,871	45,420	44,697	44,038	43,209
宅地	95,290	95,693	96,113	96,897	97,705	98,326
山林	10,949	10,937	10,770	10,468	10,144	10,044
池沼・原野	0	0	0	0	0	0
雑種地	41,262	49,543	49,907	50,301	50,637	50,969
その他	33,894	25,956	25,790	25,637	25,476	25,452
計	228,000	228,000	228,000	228,000	228,000	228,000
農地転用件数	1,126	835	1,058	1,109	897	-

資産税課「固定資産概要調書」、農業委員会「農地転用の状況」をもとに作成

## カ 土地利用の変遷

市内の遺跡分布を見ると、柳瀬川と黒目川沿いに旧石器時代から古墳時代に集落が営まれましたが、野火止台地中央部には遺跡がほとんど見られません。新座市域、特に野火止台地の景観は、松平信綱による新田開発が基礎となっています。その要素として、川越街道の整備、新田開発による短冊形地割、雑木林(クヌギ・コナラ)の奨励、野火止用水の開削、遺志による平林寺の移転、新河岸川舟運の整備が挙げられます。江戸時代前期の土地利用形態が、大正時代に至るまで変わらぬ様相を呈していました。

景観に大きな影響を与えたのは、鉄道の敷設と道路の整備です。物資の輸送は江戸時代以来の舟運から大正時代の鉄道へ、そして昭和時代の自動車へ移り変わっていきます。人の移動手段も、江戸時代以来の川越街道の徒歩や馬による移動から、大正時代以降の鉄道や自動車へと変わりました。それに伴い、土地利用の形態も大きく変化してきました。

鉄道敷設当初は、大消費地である東京都心へ向け、商品作物や薪を出荷しており、これが雑木林の減少をもたらします。また、首都圏の拡大に伴って、都心へ直結する鉄道沿線の宅地開発が行われ、駅周辺の畑や森林が失われていきます。また、道路の整備により、道路沿いの開発と、物資輸送の拠点としての倉庫建設により、さらに畑と森林が少なくなっていくます。柳瀬川・黒目川沿いに営まれていた水田は、水質悪化と宅地開発によって消滅しました。

一方、駅や幹線道路から離れた市の中央部においては、畑や森林が比較的残っています。営農意欲の高い農家は生産緑地に指定することで、畑の景観も残されています。ただし、栽培作物は時代とともに変化しており、根菜類の栽培も続けられていますが、観光農園を営む農家の果物類が増え、かつて主要な商品作物であった麦類が激減しています。

堆肥作りに利用されていた雑木林は減少しつつあります。高度経済成長期の開発によって伐採された所が多いですが、近年では農地よりも課税率の高い雑木林が、相続に伴って売却されることにより、農地化あるいは宅地化が進んでいます。現在も雑木林がまとまって残存しているのは、平林寺境内林や本多緑地、妙音沢緑地くらいしかありません。それでも、首都近郊に視野を広げてみると、新座市はまとまった森林が残されている稀有な緑多い地域と言えます。

新田開発に伴って作られた短冊形地割は、宅地へと土地利用形態を変えながらも継承されている部分があります。当時開発された宅地の居住者は高齢化しており、近年、建て替えが増えてきています。その際も、個々の所有者がそれぞれ工事を行っているため、地域全体が変わることはなく、結果として利用形態は変容しても短冊形地割の構造は継承されています。今後とも、大規模な開発が行われない限り、近世以来の短冊形地割の構造は継承されていくものと思われます。

野火止用水は、開拓民の飲料水として開削されたものであり、水道が整備されるまではその利用形態が継続していました。しかし、生活雑排水が用水に流され、水質の悪化が急速に進み、分水が止められ、悪臭を放つまでに至りました。この時、生活水としての用水の機能が失われたため、暗渠化や廃絶された箇所があります。しかし、市民からの求めによって野火止用水は復活します。復原事業や公共下水道事業、清流対策事業を通して、処理水として流れが戻り、現在、文化的景観としての価値が見直されています。

野火止用水やその周辺の雑木林は、本来の機能を失ってしまいましたが、市民アンケートの結果から「新座らしさ」を感じるものとして挙げられています。用水や雑木林に、景勝地や憩いの場としての機能が新たに付与されたと捉えることができます。これらを保全していくことで、より豊かな市民生活を送ることができると考えられます。

また、野火止用水や平林寺を日帰りで訪れる観光客も増えています。古くは高浜虚子や松永安左エ門等が楽しんだ武蔵野の雑木林の面影が、「緑」を求める現代の都会人の心を捉えています。交通整備によって、都心部へ一方向的に向いていたベクトルが、逆方向にも向き始めている点が特筆されます。文化的景観の価値付けによって、さらに双方向的な交流が促進され、市民自身もふるさとの景観を見直し、誇りを持てるようになることが期待できます。

## (2) 法規制等

野火止用水沿いの区域区分(都市計画法)については、本多一、二丁目、野火止二、三丁目、堀ノ内、菅沢一帯が市街化調整区域であり、野火止一、四丁目以北、西堀一、二丁目以西は市街化区域です。また、平林寺境内林は、国指定天然記念物(文化財保護法)、平林寺境内林とその周辺一帯は、平林寺近郊緑地保全区域(首都圏近郊緑地保全法)、鳥獣保護区(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律)に指定されています。さらに、平林寺境内林の他、市街化調整区域内に存する民有林については、地域森林計画及び市町村森林整備計画の対象となっています(森林法)。都市計画道路としては、主要地方道浦和・東村山線が幅員 18mの東村山足立線、東久留米志木線が幅員 16mとして決定されているほか、放射7号線、保谷・秋津線、練馬・東村山線が決定されています。国道254号は都市計画道路ですが、すでに東京小諸バイパスとして整備されています。また、都市計画道路新座駅南口通線は、現在施行中の土地区画整理事業と併せて整備されました。新座駅南口土地区画整理事業地区、新座駅南口第2土地区画整理事業地区は、都市計画として地区計画(都市計画法)が定められています。



図 2-47 新座駅南口第2土地区画整理事業区域内に新たに整備された水路と緑道



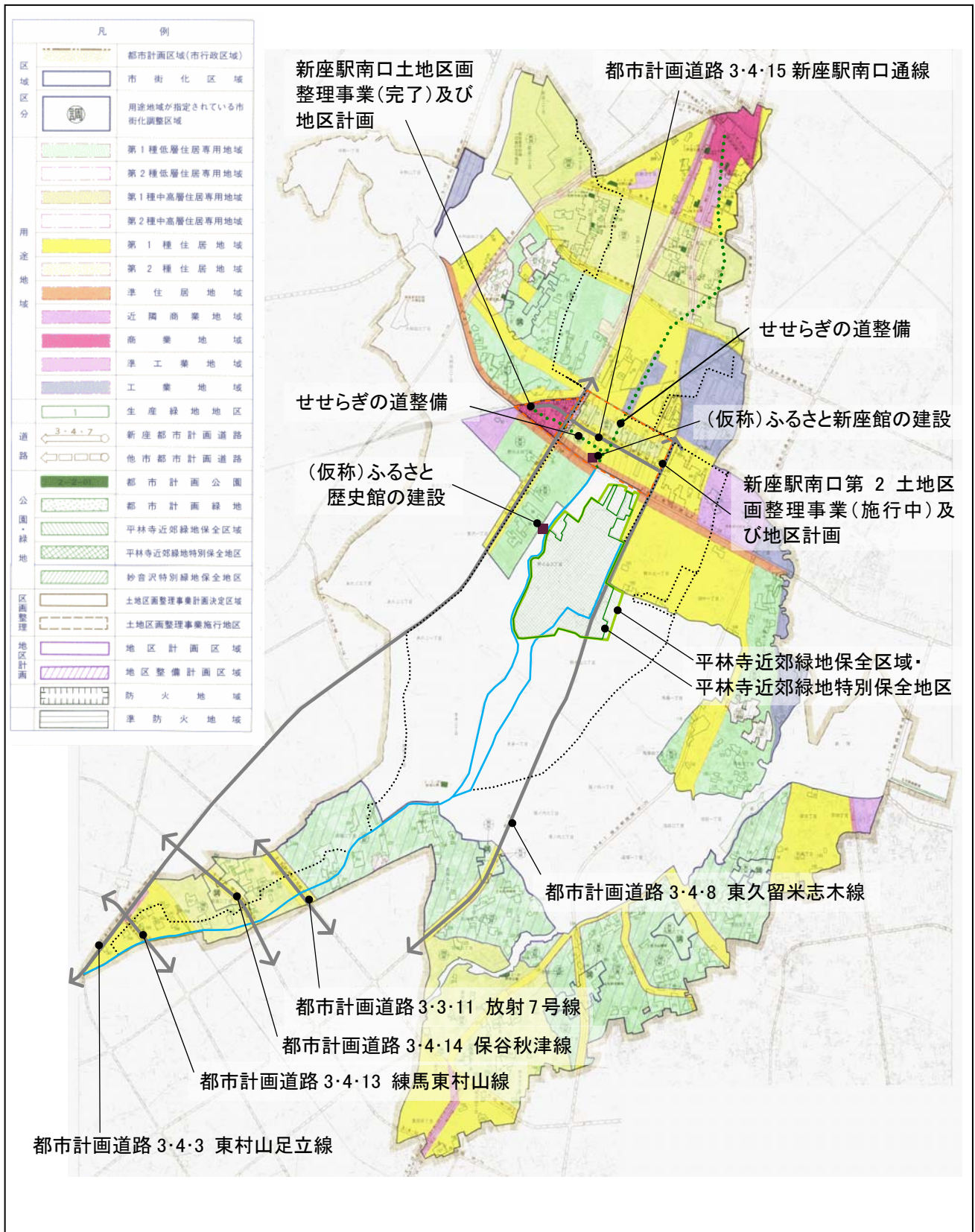


図 2-48 主な法規制・事業動向図

### (3) 現在の野火止用水の姿

#### ア 県指定史跡の野火止用水

野火止用水の埼玉県指定地域は、

(ア) 野火止用水本流: 都県境(小金井街道)から川越街道まで 6,712m の水路敷(3.6m)と、土あげ敷(左右各 1.8m)

(イ) 野火止用水支流: 西堀分岐点から平林寺を經由し、新座市役所前まで約 2.7km の水路敷(3.6m)と、土あげ敷(左右各 1.8m)

であり、この指定区域については「野火止用水管理・活用計画」の中で、基本保存方針に基づいて以下のような保存の区分を定めています。

また、C地区では暗渠化された区間が多くありますが、ほとんどは地域住民等の遊歩道や側道として利用されています。

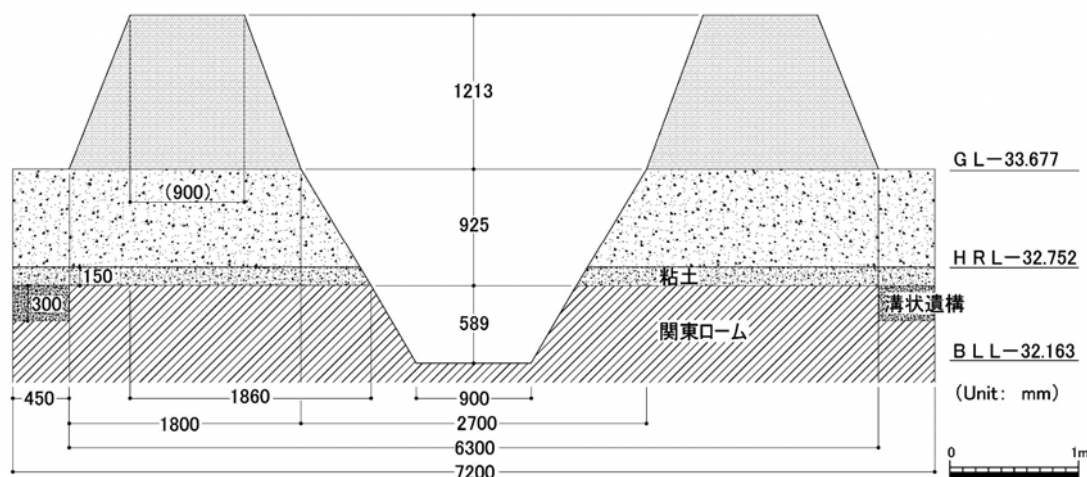


図 2-49 野火止用水断面復原概念図

出典:『埼玉県指定史跡「野火止用水」本流発掘調査報告書』

表 2-20 県指定史跡における保存区分

地区	距離	開渠延長
A地区 史跡として最もよく保存されている区域	5,551m	5,501m
B地区 やや損なわれている区域	1,000m	950m
C地区 史跡の原形をあまりとどめていない区域	2,861m	1,822m
計	9,412m	8,273m

#### イ 県史跡指定以外の野火止用水

指定以外の用水路は宅地化とあわせ、ほとんどが廃滅もしくは暗渠化し道路敷になっていますが、遊歩道や側道として利用されている区間もあります。また、菅沢・北野堀、陣屋堀等の一部には水路跡が残っています。

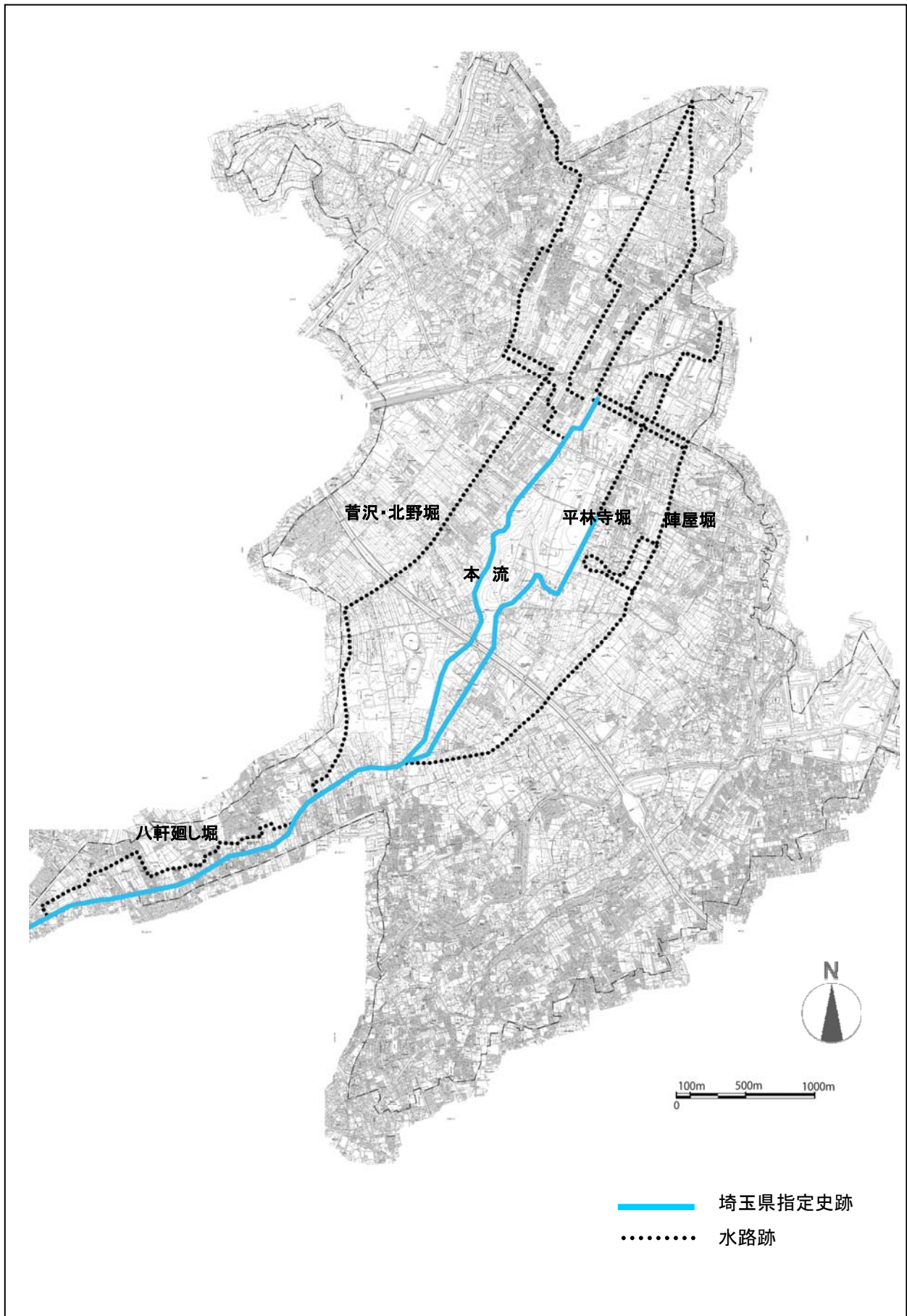


図 2-50 市内の野火止用水路線



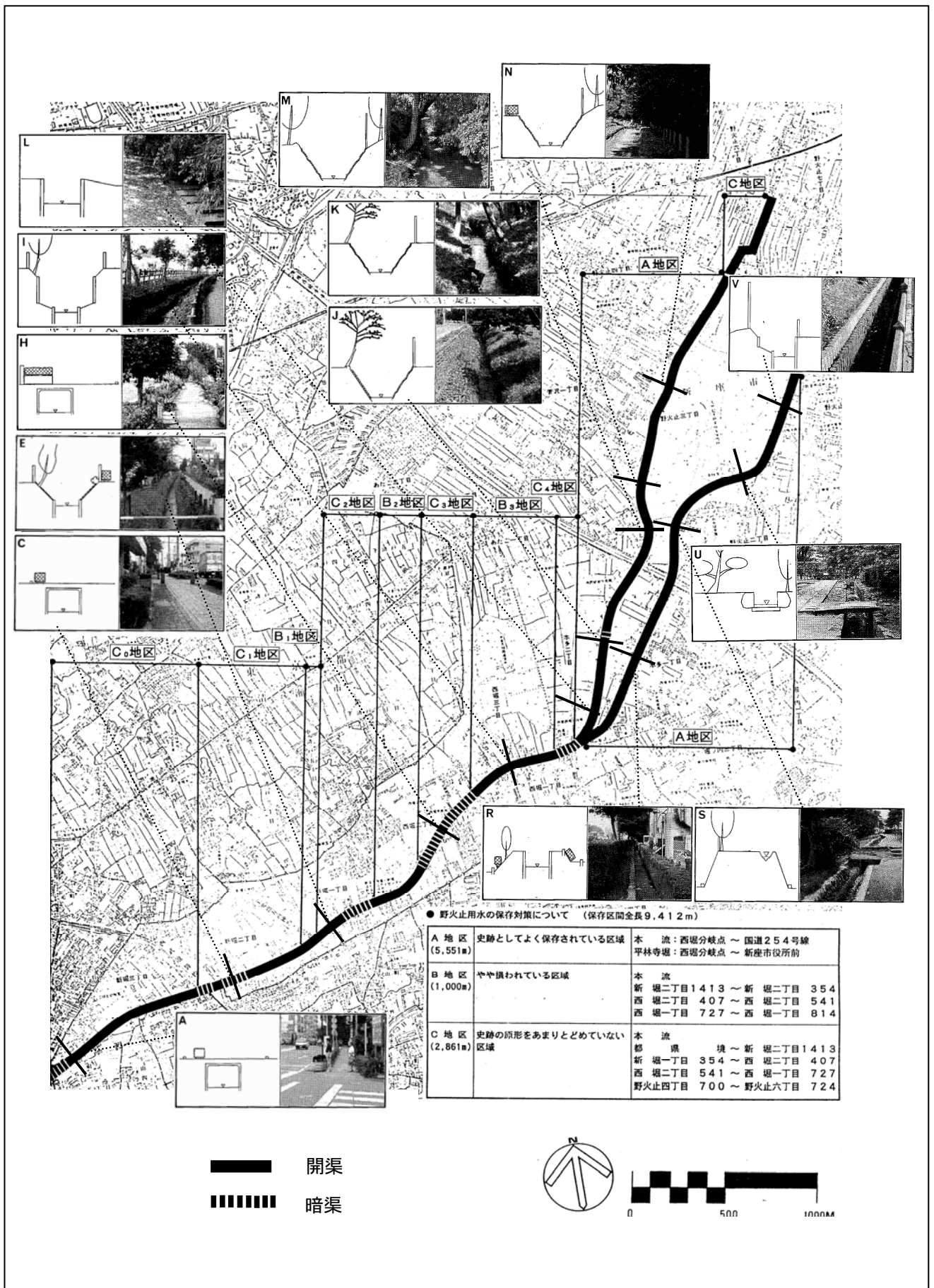


図 2-51 史跡指定区域の用水路の状況

出典：『野火止用水管理・活用計画』



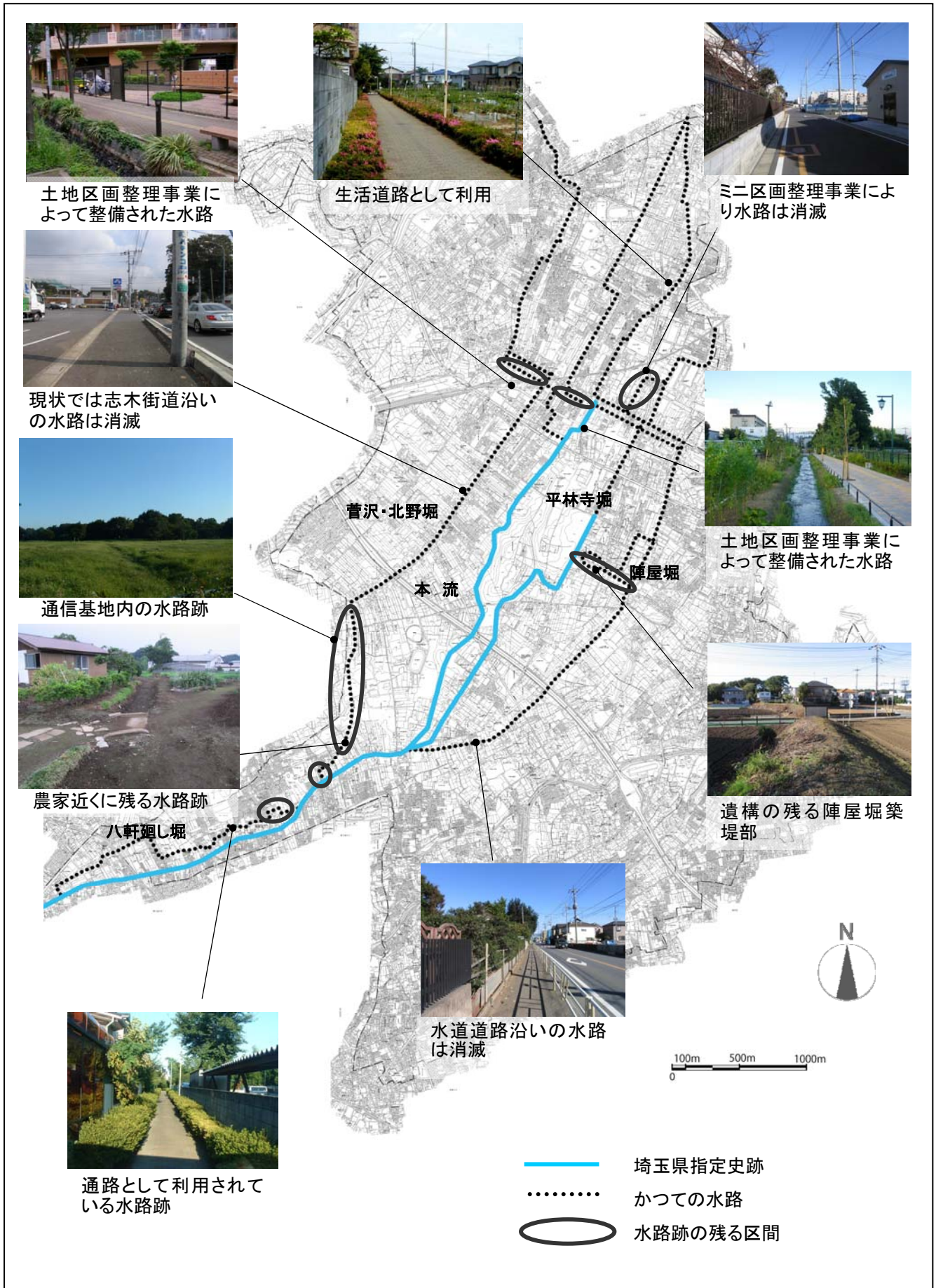


図 2-52 史跡指定以外の用水路の現状

## ウ 橋梁等

野火止用水沿いで生活する人々にとって、橋梁や伏越しは用水を横断するために必要なものです。また、バスの停留所や待合所は通勤・通学に利用されています。さらに、野火止用水復原対策事業・清流対策事業において流路整備が行われ、生活排水処理のための公共下水道事業により下水管が、用水敷の地中深くに埋設され、保守管理用の人孔が水路敷に露出しています。これらは埼玉県指定史跡野火止用水流域において、景観を損ないかねない要素であると言えます。なお、指定区域以外の野火止用水は、水路跡が道路・歩道、自転車歩行者専用道路等に転化しています。

表 2-21 水路の橋等

用水名	丁目	橋梁数	伏越し	バス停留所	バス待合所	ゴミ集積所	人孔類	合計
本流	新堀三丁目	17	0	0	0	1	3	21
	新堀二丁目	17	0	0	0	4	11	32
	新堀一丁目	15	0	1	0	2	3	21
	西堀二丁目	4	0	1	2	0	0	7
	西堀一丁目	10	0	0	2	1	4	17
	本多一丁目	7	0	0	2	0	0	9
	野火止二丁目	2	0	2	0	0	0	4
	野火止三丁目	4	0	0	0	0	0	4
	野火止四丁目	3	0	0	0	0	0	3
	野火止六・七丁目	3	0	0	1	0	0	4
平林寺堀	本多一丁目	6	8	3	0	2	0	19
	野火止二丁目	0	2	0	0	0	0	2
	野火止三丁目	3	0	3	1	0	0	7
	平林寺境内	33	0	0	0	0	0	33
合計		124	10	10	8	10	21	183

### (4) 現在に引き継がれてきた農地と雑木林・屋敷林

新田開発以降、野火止用水周辺の農地や雑木林等は、次第に宅地へも土地利用が転換されてきましたが、一部の地域では、まだ一団の農地や雑木林等が残され、市街化された新座市の都市環境を支える役割を担っています。

農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>新田開発の地割景観の多くが失われたが、菅沢地区や野火止六丁目の一部に残されている。</li> <li>平林寺西側の一部に、平林寺樹林と一体となった農地景観が展開している。</li> <li>史跡公園から本多地区にかけ、野火止用水本流を挟んで一団の農地と雑木林景観が広がっている。</li> <li>西堀一丁目地区には、一団の農地、屋敷林が残されている。</li> <li>平林寺東側の野火止二丁目一帯に、一団の農地や屋敷林が残っている。</li> </ul>
雑木林・屋敷林等	<ul style="list-style-type: none"> <li>平林寺境内林は、国指定天然記念物、さらに近郊緑地保全区域に指定され、首都圏に誇る緑の景観を形成している。</li> <li>菅沢地区の志木街道沿いの一部、旧川越街道沿いの一部には屋敷林が残り新田開発の面影をしのばせる。</li> <li>本多地区の野火止用水沿いには雑木林が広がり、用水と一体となった緑の景観を形成している。また、市民参加による萌芽更新の取組がなされている。</li> <li>西堀一丁目地区の用水沿いに見事な屋敷林が残り、用水と一体となった優れた景観を形成している。</li> <li>野火止用水一帯からは離れるが、黒目川沿いに段丘樹林が連続し、緑の帯となる景観を形成している。</li> </ul>



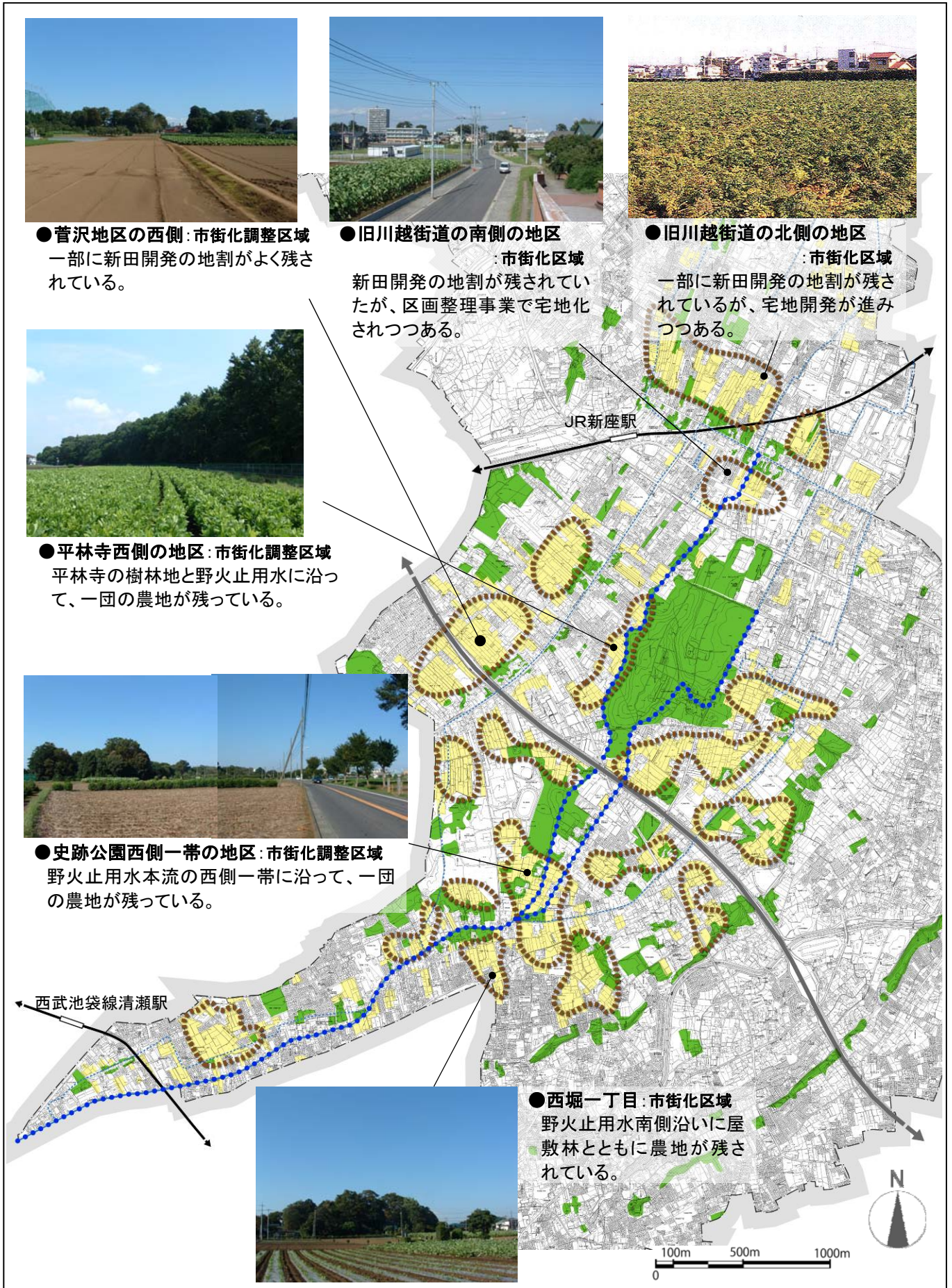


図 2-53 農地





図 2-54 雑木林・屋敷林等



## (5) 市民生活と野火止用水

### ア 市民生活のレクリエーションや憩いの場

野火止用水沿いの散策ルートは、武蔵野の面影を色濃く残していることから、市民だけでなく関東近郊からもウォーキングの愛好家が訪れ、散策、ハイキング等のレクリエーションや憩いの場として親しまれています。

また、野火止用水やその周辺は、様々なイベントの場としても活用されています。

市民生活 のレクリエ ーションや 憩いの場	<ul style="list-style-type: none"><li>野火止用水周辺には、史跡公園、総合運動公園、野火止総合緑地、野火止公園、市民総合体育館等のレクリエーション施設等があります。また、野火止用水沿いに本多緑道、野火止緑道等が整備され、周辺の雑木林・農地景観や歴史景観を楽しみに訪れる多くの人々がいます。</li><li>指定区域以外の用水跡も歩行者のための道として整備されており、散策や通勤等、日常的に活用されています。</li><li>野火止用水クリーンキャンペーン等、市民による野火止用水周辺の美化活動の取組がなされています。</li><li>野火止三丁目の本流沿いにあるホタル飼育施設では、用水におけるホタル復活を目指した取組がなされています。</li></ul>
--------------------------------	--



図 2-55 ジョギングルートとしての活用



図 2-56 イベントへの活用  
(にいざシティウォーキング)





図 2-57 市民生活の場としての活用



## イ 様々な市民活動の場

野火止用水やその周辺の雑木林等では、下表のとおり様々な市民活動が行われています。

表 2-22 野火止用水関連活動団体(平成 23 年 8 月時点)

No.	活動種別	団体名	活動内容	主な活動場所
1	学習、観光イベント、地域交流	野火止ホテルの里を作る会(西分町内会の下部組織)	7月に開催される西分町内会夏祭り及び市主催「野火止用水ホテルのタベ」におけるホテル観賞会を目標としてホテルの飼育	野火止ホテル飼育施設(野火止三丁目地内)
2	観光	新座市観光都市づくりサポーター	花畑づくり、カブトムシの里づくり、各種イベント協力等	市内全域
3	観光ガイド	新座市観光ボランティアガイド協会	平林寺及び野火止用水を中心とした観光ガイド活動	平林寺 野火止用水
4	観察	武蔵野野鳥の会	平林寺境内林の生態系の観察	平林寺境内林
5	観察	新座市睡足軒の森植生調査	伸びきった茎部や枯れ木等の日常の管理、景観維持を目的とした園内の植生調査及び大木化した樹木の手入れ	睡足軒の森
6	清掃	野火止用水美化・ピカ隊	野火止用水沿い遊歩道の清掃活動	野火止用水沿い遊歩道
7	清掃	ハンド to ハンド	野火止用水のクリーン活動	野火止用水
8	清掃	二水会(平成 16 年度(2004)文化財サポーターOB 会)	・ 睡足軒の保守、手伝い ・ 野火止用水の清掃 ・ 新座市文化財サポーター設置要綱に基づく活動等	睡足軒の森 野火止用水
9	清掃	新座市睡足軒の森整備ボランティア(3団体)	新座市睡足軒の森園庭内の散策路づくりや清掃、熊笹刈り等	睡足軒の森
10	調査、観察	新座市環境保協力員の会(統括部会)	野火止用水の水質調査及び水生生物調査・観察	野火止用水
11	環境	雑木の会	雑木林を借用した下刈りや落ち葉掃き、萌芽更新等の保全作業による雑木林の草や木、鳥や虫たちとのふれあい、風と光を楽しむ場の創出	市内雑木林・野火止公民館
12	観察	平林禅寺の自然と文化を守る会	平林寺境内林の生態系の観察	平林寺境内林
13	清掃、草刈	新座市グリーンサポーター	市内雑木林の維持管理活動	総合運動公園
14	清掃、剪定	四季の会	公園内の清掃、低木及び生垣の剪定	野火止公園 野火止緑地総合公園(西分橋)
15	—	野火止用水使用組合	野火止用水の水利権の存続	



図 2-58 観光ボランティアガイド



図 2-59 野火止用水クリーンキャンペーン



図 2-60 睡足軒の森クリーン作戦



図 2-61 西分町内会・  
野火止ホタルの里を作る会の活動





## (6) 市民の意識

### ア 第12回新座市市民意識調査(平成21年(2009)2月)

新座市市民意識調査によると、新座市の住み心地については、「どちらかといえば住みよい」(44.0%)が最も高く、これに「どちらかといえば住みにくい」(19.2%)、「住みよい」(16.8%)、「どちらともいえない」(12.8%)、「住みにくい」(5.0%)が続いています。「住みよい」と「どちらかといえば住みよい」を合わせた『住みよい(計)』は60.8%で、6割以上でした。

「住みよい」「どちらかというに住みよい」と感じている市民が感じている理由として、「畑や雑木林が多く残り自然環境が豊かである」「平林寺、野火止用水等の歴史的文化遺産が数多く残されている」が多く挙げられており、市民の定住意識に自然環境や歴史的文化遺産が大きく関わっているといえます。

また、現在の新座市のイメージについては、「水と緑に恵まれた自然環境豊かなまち」が49.3%で最も高く、これに「都心に近い便利なまち」が45.3%が続いています。このほか、「歴史と文化、伝統のあるまち」(23.6%)についても、比較的高くなっています。

新座らしさを感じるものは何かという問いに対しては、「平林寺とその境内林の景観」「野火止用水」「武蔵野の面影を残す雑木林」を挙げており、市民が新座らしさを感じさせるものとして、平林寺・野火止用水・雑木林を重視していることがわかります。

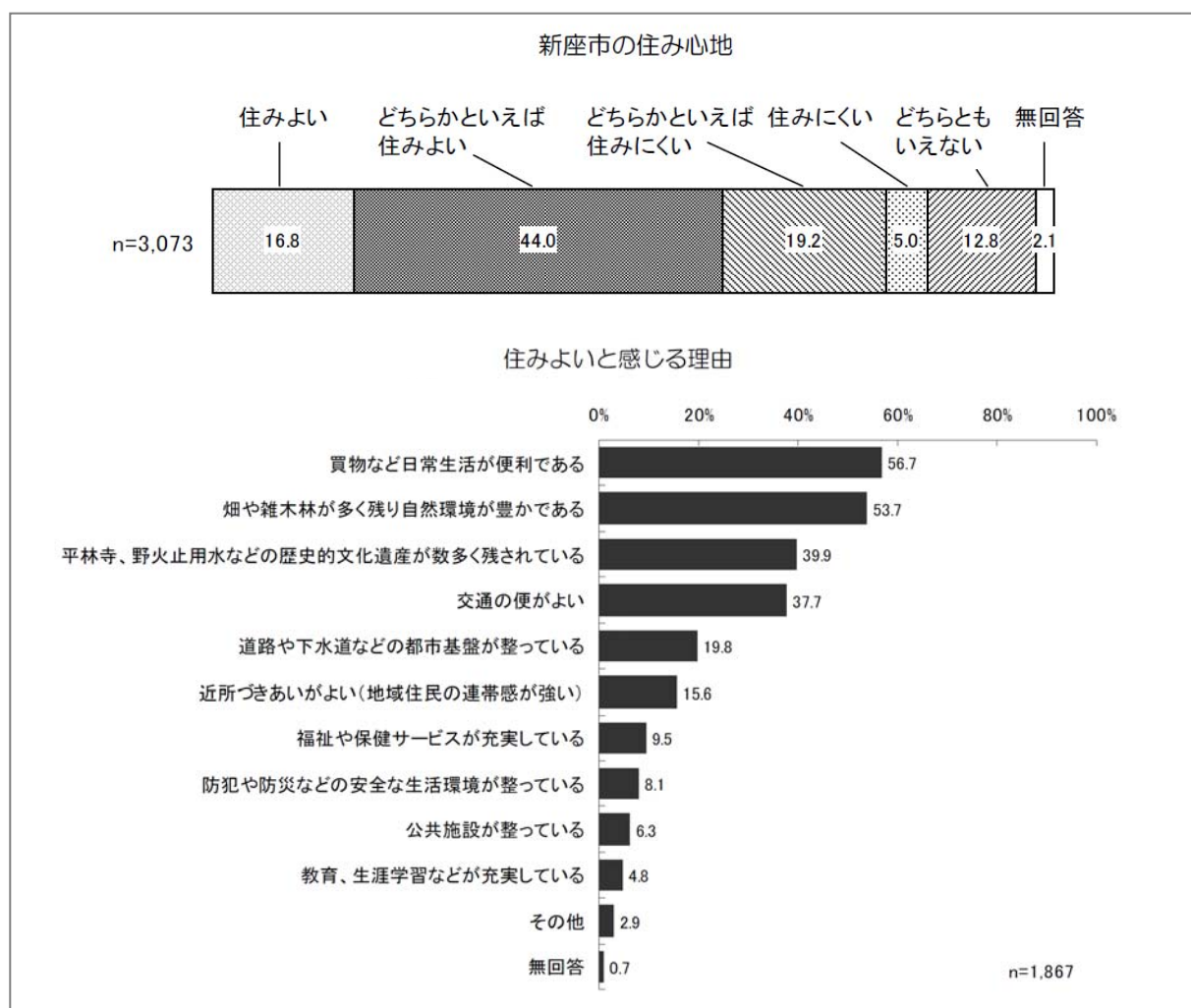


図 2-62-1 市民意識調査

出典:「第12回新座市市民意識調査」(平成21年(2009)2月)

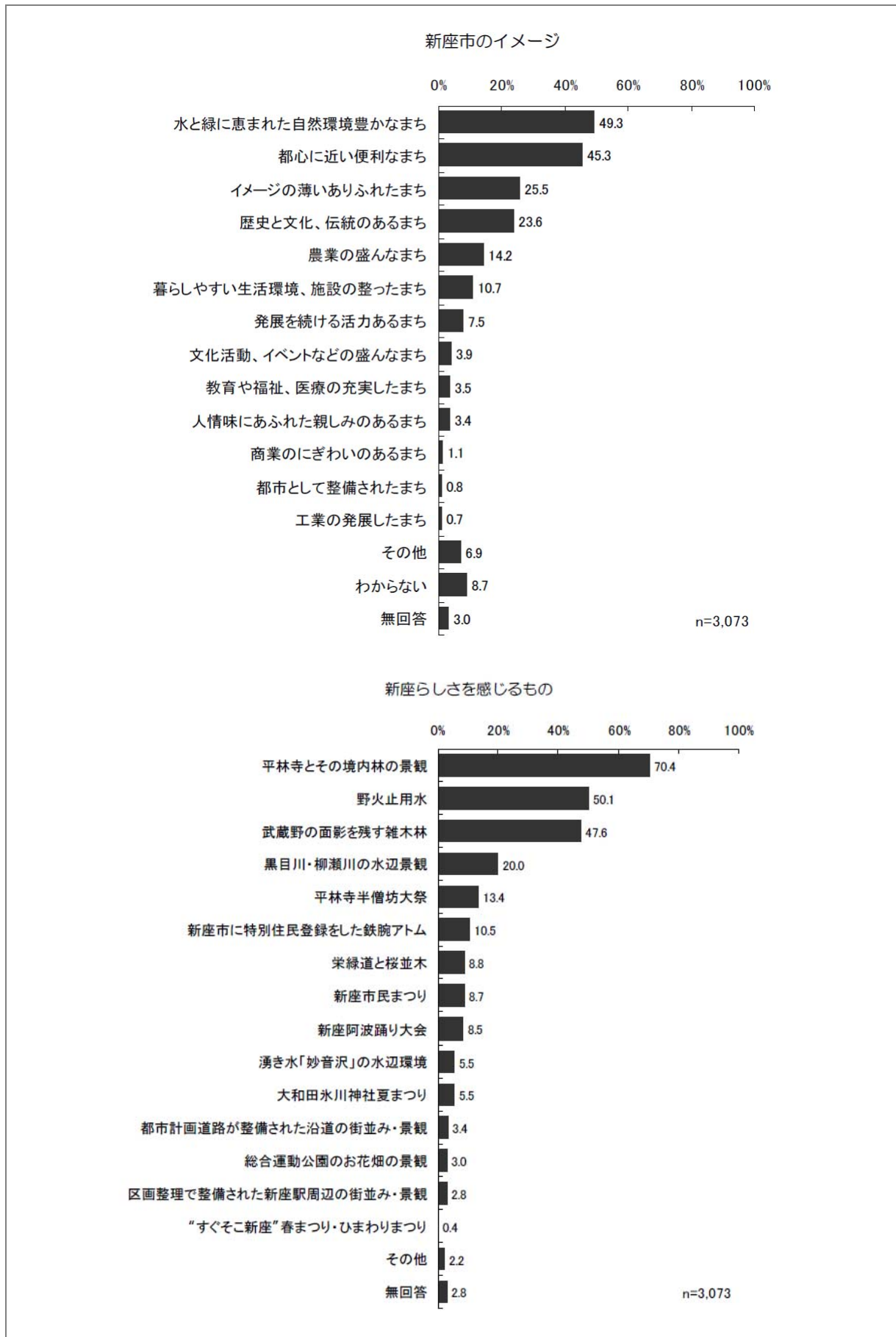


図 2-62-2 市民意識調査

出典:「第 12 回新座市市民意識調査」(平成 21 年(2009)2 月)

## イ 野火止用水関連イベントにおけるアンケート調査

平成 19 年度(2007)から 22 年度(2010)にかけて行った野火止用水に関連したイベントで行ったアンケートによると野火止用水の歴史に対する認識は全体的に高いといえます。また、野火止用水を含む風景を連想するものとして、「平林寺」、「雑木林」、「遊歩道」が突出して多くなっており、野火止用水と平林寺、雑木林や遊歩道が一体として捉えられていることがうかがえます。そして、野火止用水を「これからも残したい」、「新座のシンボルである」、「新座でもっとも好きな場所のひとつ」であると認識している市民が多く、その景観の保護についても大半が良いことであると考えていることがわかります。

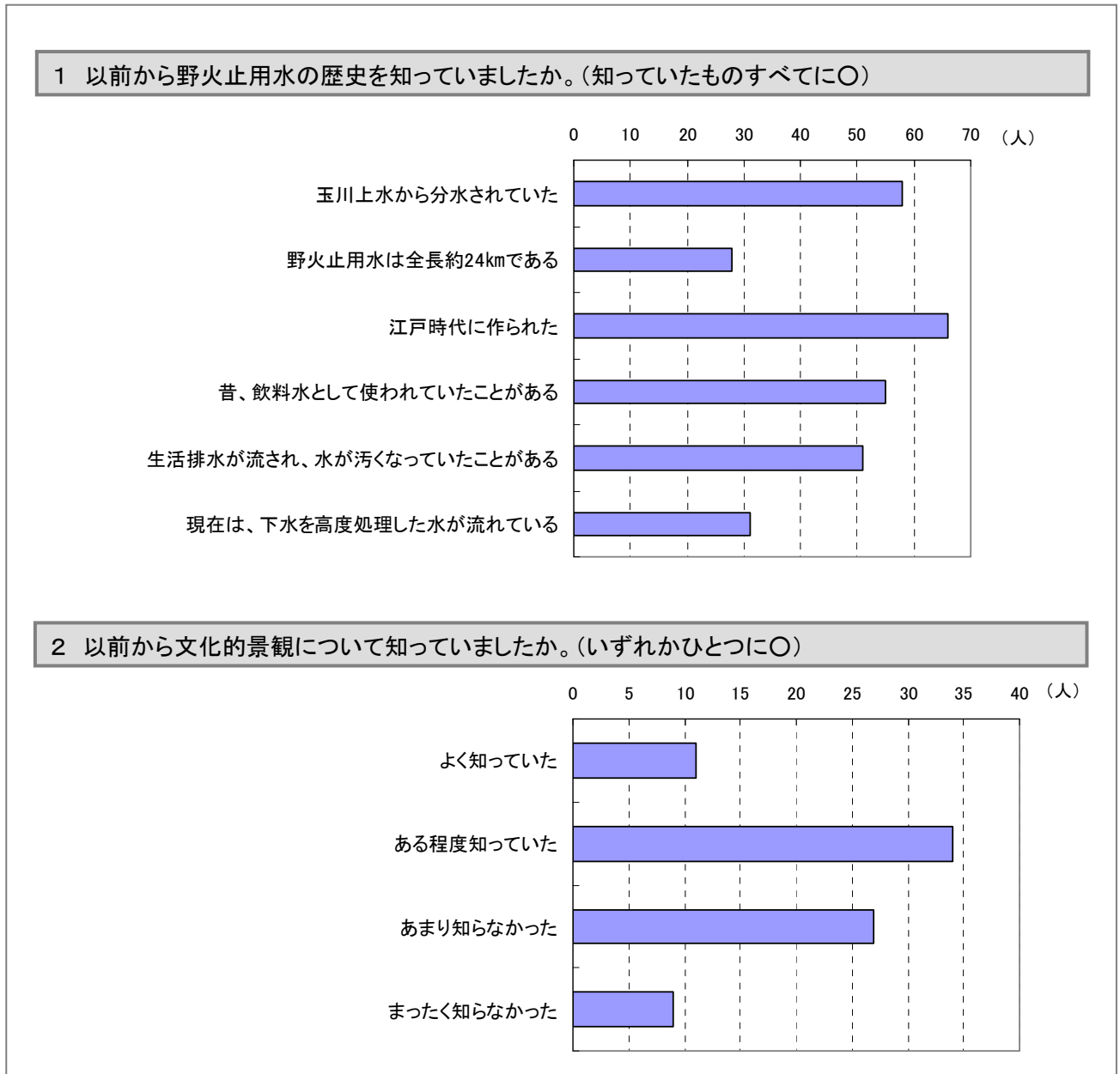
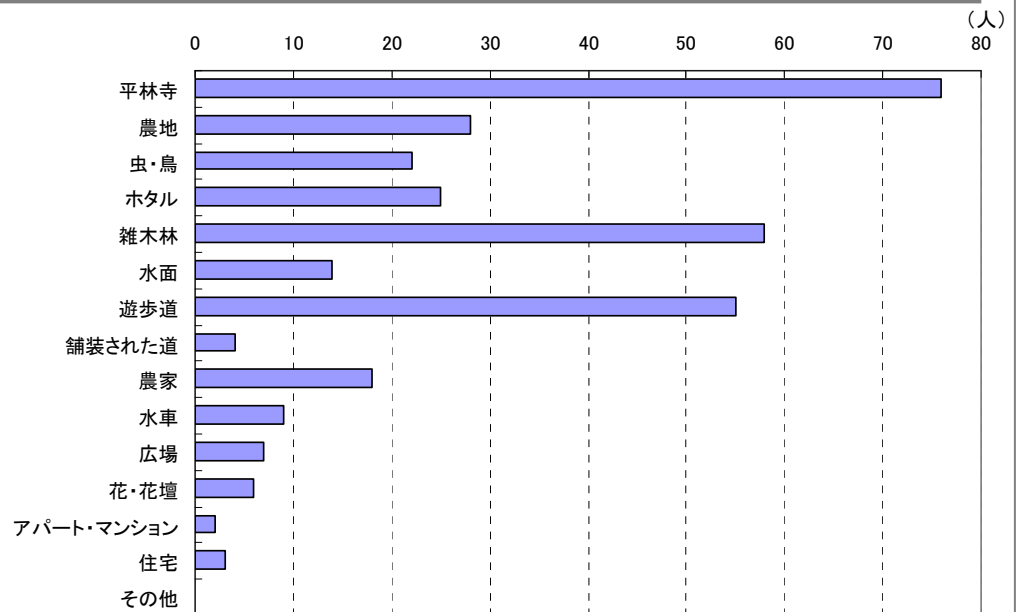
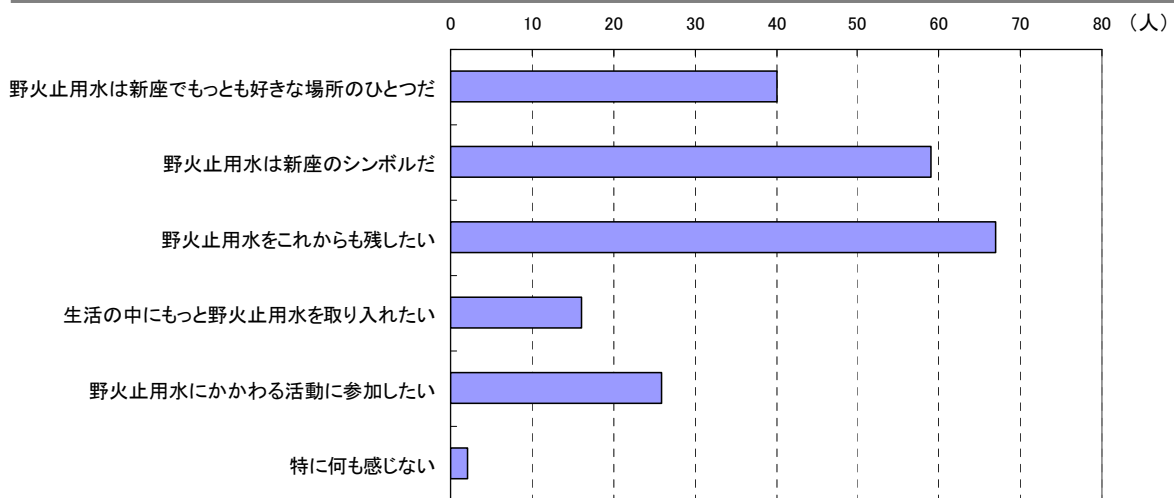


図 2-63-1 野火止用水の景観に対する市民意識(野火止用水関連イベントより)

3 野火止用水を含む風景(文化的景観)として、思い浮かべるものは何ですか。(あてはまるものすべてに○)



4 野火止用水について、あなたの意見とあてはまるものはどれですか。(あてはまるものすべてに○)



5 野火止用水とその周辺を、文化的景観として保護することについてどう思いますか。(いずれかひとつに○)

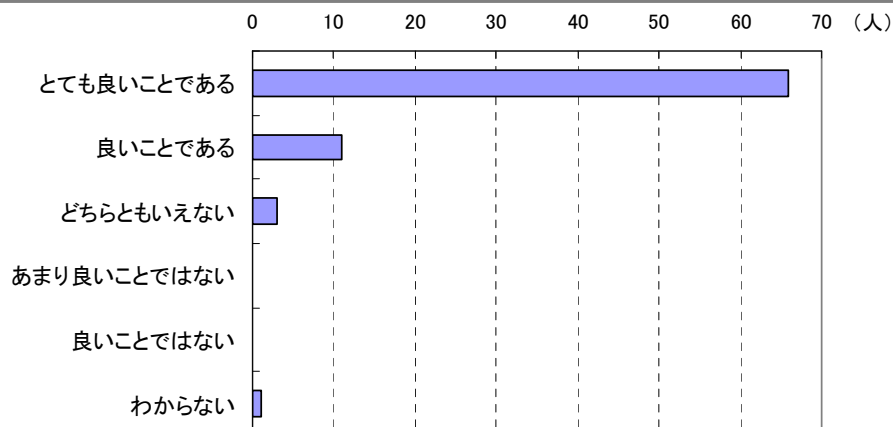


図 2-63-2 野火止用水の景観に対する市民意識(野火止用水関連イベントより)



## ウ 野火止用水ワークショップにおける意識

平成 18 年(2006)7 月から 10 月にかけて、日常生活と野火止用水一帯との関わりについての市民意識を把握するために、公募市民を対象として 3 回のワークショップを行いました。

ワークショップの結果を図にすると次ページのようになり、現在の野火止用水周辺部では、本流の西堀分岐点から平林寺を経て国道 254 号までの間や平林寺堀周辺に関する事項が多く、市民の景観認知の一端をうかがうことができます。

表 2-23 日常における関わり

No.	場 所	日常におけるかかわり等	景観の種類
1	野火止用水上流・下流	・クリーンキャンペーン ・写真の被写体	用水
2	西堀分岐点	・写真の被写体	用水、雑木林
3	西分集会所付近	・用水が見えず、雑草木が繁茂し、景観整備が必要	用水、雑木林
4	ホタルの里	・ホタルのタベ	用水、その他
5	野火止公園から伊豆殿橋	・散歩 ・生活道路	用水
6	山下橋	・通り道 ・コイへの餌やり	用水
7	こもれび通り	・用水、雑木林を見る	用水、雑木林、畑、屋敷林
8	陣屋堀築堤	・現状のままでは滅失の可能性があるので、用水造築の工法等の遺構としての保存について検討する必要がある。	用水

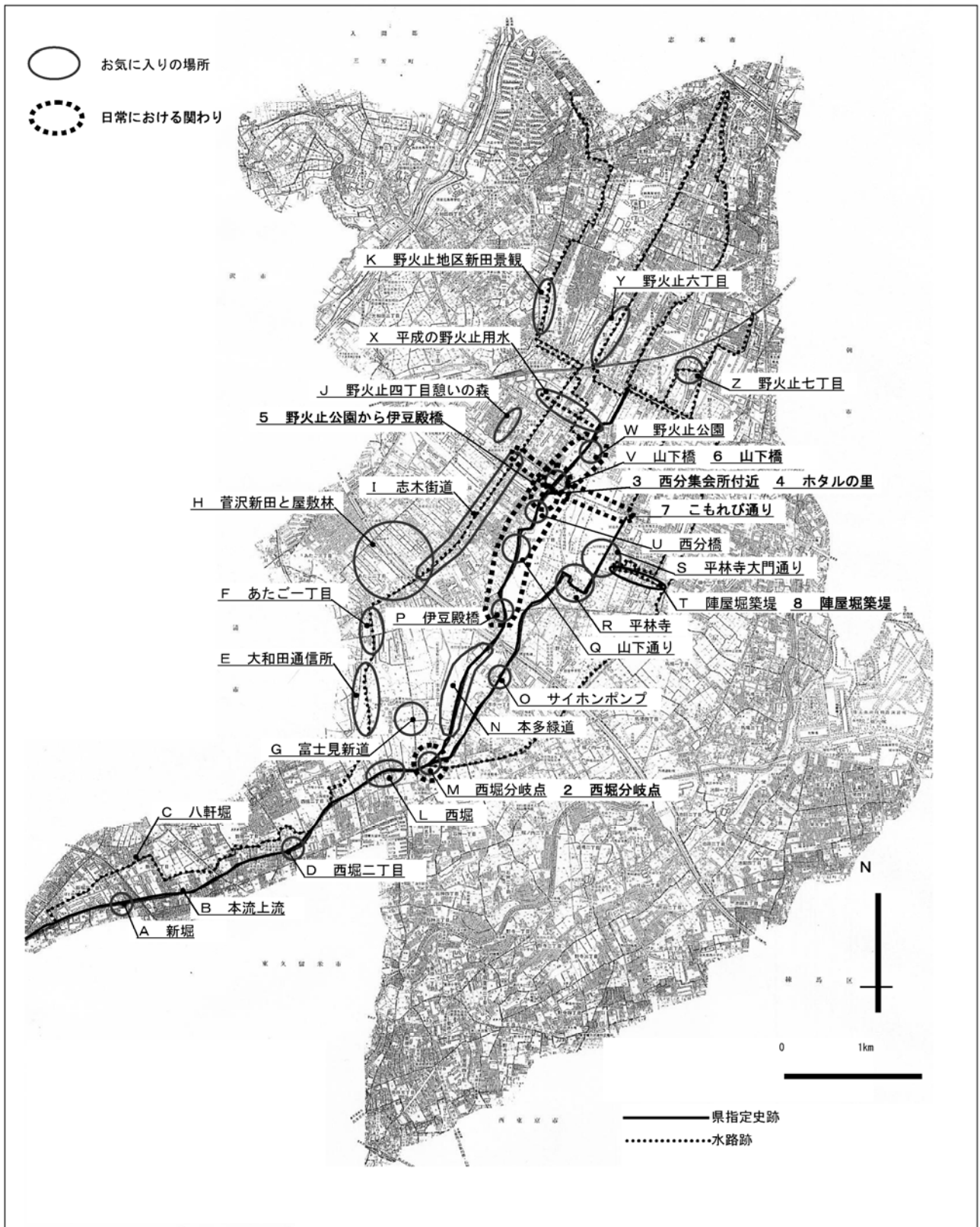


図 2-64 野火止用水文化的景観ワークショップにおける景観認知  
 『お気に入りの場所』『日常における関わり』

## 5 野火止用水・平林寺の文化的景観の捉え方

これまでの歴史、自然、生活の視点や現在の野火止用水の姿から、野火止用水・平林寺の文化的景観の意義や価値は、次の4点に整理することができます。

### かつての暮らしや人々の記憶のよりどころとなっている

野火止用水は、飲料水等の生活用水としての役割が重要でしたが、時代とともにその役割は変化してきました。暮らしとともにあった野火止用水であるからこそ、野火止用水は人々の心の中に記憶され、語り継がれています。

### 生活にうるおいを与え、地域への愛着を高める資源である

野火止用水は、市民に親しまれ、散策等のレクリエーションの場として利用されています。また、市民の地域の環境づくりに向けた様々な活動の場となっており、そのことが地域への誇りや愛着を高めています。

### 用水と雑木林・農地が織りなす新座らしい景観を形成している

新座市の景観の大きな特徴である雑木林や農地は、野火止用水の周辺に多く残されています。また平林寺等の歴史的文化資産にも恵まれており、奥行きのある武蔵野の面影を感じさせる景観を形成しています。

### 多様な動植物が生息・生育する環境を形成している

野火止用水や平林寺、またその周辺には、貴重な動植物が生息しています。特に平林寺の境内は、首都圏にあって貴重な自然環境を形成しています。

このような4つの側面はそれぞれが単独ではなく、相互が密接に関わり合い、複合し、全体の価値を高めていると言えます。そのため、これらの価値を一体的に捉え、野火止用水・平林寺の文化的景観の保存を図るものとします。

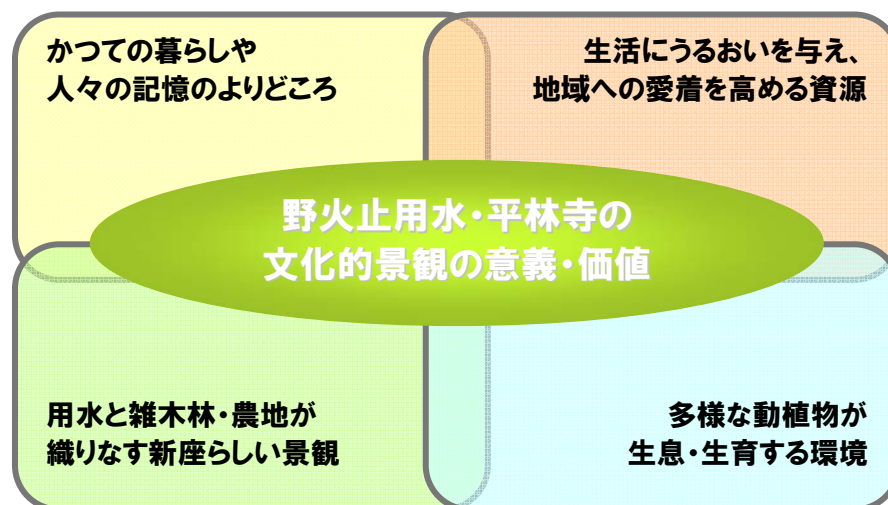


図 2-65 野火止用水文化的景観の意義・価値



# 第3章 野火止用水・平林寺の文化的景観の範囲

## 1 地域ごとの景観特性

带状に長い区間を有している野火止用水の景観の現況・特性を把握するために、旧村落のまとまり、町丁目や土地利用等を踏まえいくつかの地域に区分し、歴史の視点、自然の視点、生活の視点から別表にまとめました。

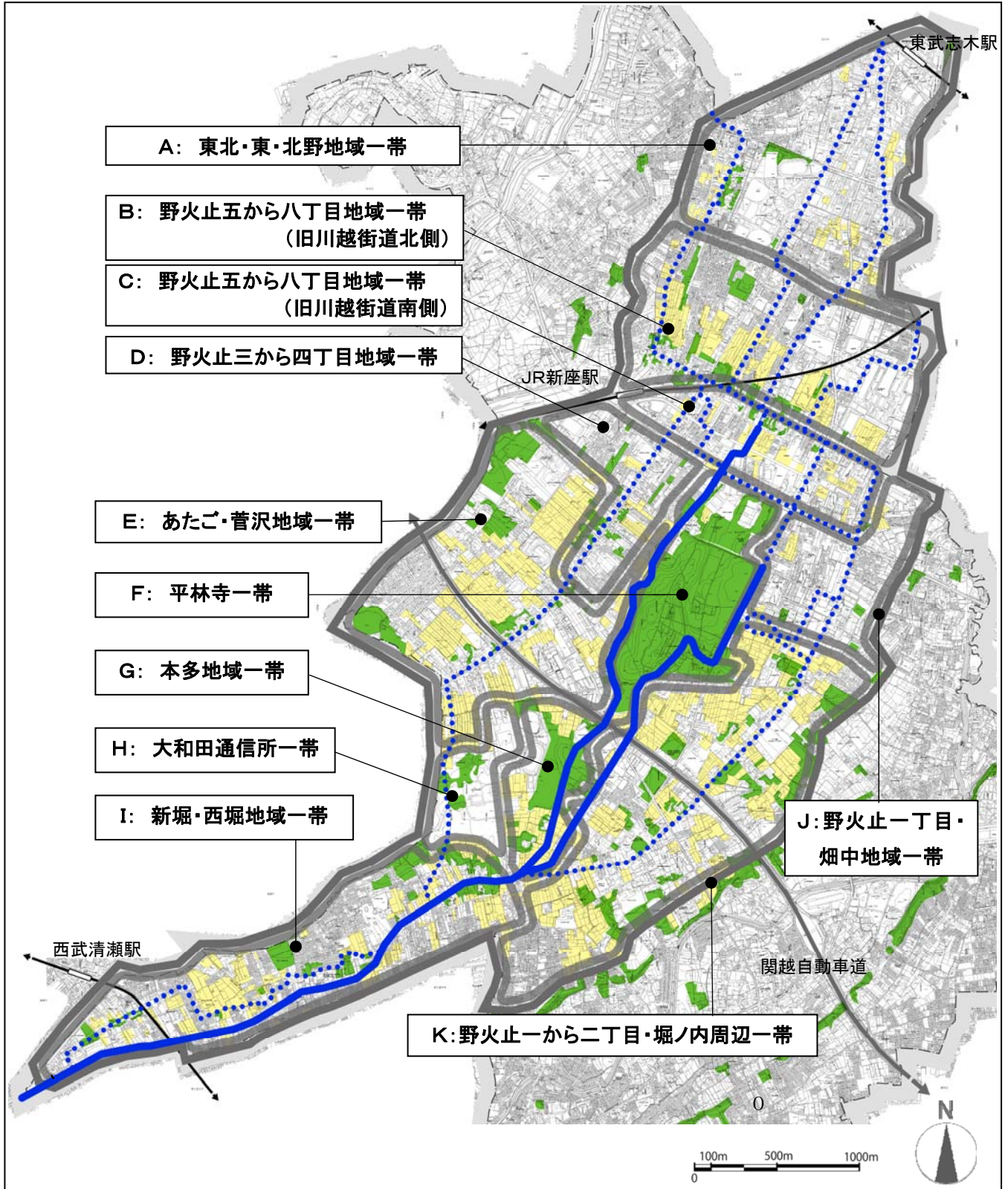


図 3-1 地域区分図



表 3-1 地域の景観特性等のまとめ

地域	景観現況・特性	水路の形態	土地利用規制等
A: 東北・東・北野地域一帯	志木駅を中心に市街地が形成され、農地は一部に残るが、大半は商業、住宅、工場等の都市的土地利用がなされている。 一部街区割に新田開発の地割りが残るが、ゾーン全体はほぼ市街地景観となっている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本流、菅沢・北野堀、東堀があったが、現在は車道の一部や歩行者・自転車専用道路となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域</li> </ul>
B: 野火止五から八丁目地域一帯	新田開発の行われた地区である。旧川越街道に沿って短冊形の地割りの農地と一部に屋敷林が残り、新田開発の面影を伝えている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本流、菅沢・北野堀、平林寺堀、陣屋堀があったが、現在は車道の一部や歩行者・自転車専用道路となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域</li> </ul>
C: 野火止五から八丁目地域一帯	新田開発の行われた地区だが、新座駅南口一帯が土地区画整理事業によって整備され、高層建築による新たな街並みが形成されつつある。また、他の地区でも土地区画整理事業により、新たな街区割と新しい街並みが形成されつつある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本流(史跡C地区)が区画整理事業により、遊歩道と水路が整備され、流れが復活した。</li> <li>一部旧街道沿いの屋敷地に水路跡が残存している。</li> <li>菅沢・北野堀があったが、現在は車道の一部や歩道となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域</li> <li>土地区画整理事業区域</li> </ul>
D: 野火止三から四丁目地域一帯	新田開発の行われた地区で、一部に雑木林を残すが、住宅地、工場、倉庫、国道 254 号及び志木街道沿いの沿道サービス施設等の立地によって市街地となりつつある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>菅沢・北野堀があったが、現在は車道の一部となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域</li> </ul>
E: あたご・菅沢地域一帯	新田開発によって、志木街道に沿って両側に短冊形の地割りをされた地区である。一部に当時の地割農地や雑木林が残っているが、住宅地、工場、倉庫等の立地により田園的景観は徐々に失われつつある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>菅沢・北野堀があったが、現在は車道の一部となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化調整区域</li> </ul>
F: 平林寺一帯	平林寺の建造物を囲んで広大な境内林が広がり、隣接する北側には雑木林、西側には一部に農地が広がり、本流・平林寺堀の用水景観とあわせ歴史と豊かな緑の調和した優れた景観を呈している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本流(史跡A地区)、平林寺堀(史跡A地区)がある。</li> <li>ほとんどが開渠である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化調整区域</li> <li>近郊緑地保全地域(大半は近郊緑地特別保全地区)</li> </ul>
G: 本多地域一帯	宅地化はそれほど進行しておらず、用水本流を中心に、農地、雑木林、屋敷林が一团にまとまって残り、良好な田園的景観を形成している。 また、総合運動公園や総合体育館等のスポーツレクリエーション施設が立地している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本流(史跡A地区)、平林寺堀(史跡A地区)がある。</li> <li>ほとんどが開渠であり、平林寺堀は築堤上を流れる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化調整区域</li> </ul>
H: 大和田通信所一帯	ほとんどが大和田通信所内であり、樹林の混じる広大な草草が広がっている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>菅沢・北野堀の跡が残る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化調整区域</li> <li>通信基地としての規制</li> </ul>
I: 新堀・西堀地域一帯	住宅地が介在しつつも、一部に屋敷林、雑木林、農地が残っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本流(史跡B・C地区)がある。</li> <li>一部は開渠、一部は蓋かけとして歩道等に利用されている。</li> <li>菅沢・北野堀は埋没しているが、一部に跡が残る。</li> <li>八軒廻し堀跡は歩行者通路となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域</li> </ul>
J: 野火止一丁目・畑中地域一帯	住宅、工場、倉庫等が混在する市街地となっている。一部に農地や樹林地が残る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>陣屋堀は歩道の一部となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域</li> </ul>
K: 野火止一、二丁目・堀ノ内周辺一帯	農地や雑木林が宅地化され、農地と雑木林、住宅、倉庫等が混在しているが、農地や雑木林が残っている地区もある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>開渠の平林寺堀(史跡A)がある。</li> <li>陣屋堀のほとんどは車道の一部となっているが、部分的に築堤が残る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域</li> <li>市街化調整区域</li> </ul>

	歴史の視点	自然の視点	生活の視点
	<ul style="list-style-type: none"> <li>志木街道に沿って新田開発の地割</li> <li>水車活用(高橋水車、油屋の水車)</li> <li>石造物 6 基</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部に屋敷林のケヤキ・シラカシ等の植生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地</li> <li>西部に雑木林</li> <li>志木街道沿いに屋敷林</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区の南側、旧川越街道沿いに、新田開発の地割</li> <li>旧川越街道に沿って屋敷林の景観と一部に古い民家</li> <li>水車活用(神田水車、新井水車、島村水車、近藤水車)</li> <li>神明神社</li> <li>武州里神楽</li> <li>石造物 4 基</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧川越街道沿いの一部に屋敷林のケヤキ・シラカシ等の植生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区南側に農地</li> <li>旧川越街道沿いに屋敷林</li> <li>歩行者・自転車専用道路として活用</li> <li>本流沿いは遊歩道として活用</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧川越街道に沿って一部に屋敷林の景観</li> <li>水車活用(生方水車)</li> <li>石造物 2 基</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧川越街道沿いの一部に屋敷林のケヤキ・シラカシ等の植生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部に農地</li> <li>旧川越街道沿いに屋敷林</li> <li>野火止用水を偲ぶ緑道と親水水路が整備され、遊歩道として活用</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>若宮八幡宮、力石、断髪奉納額</li> <li>番屋寺</li> <li>菅沢稻荷神社、旧菅沢村名主資料</li> <li>石造物 1 基</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部に雑木林のクヌギ・コナラの植生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部に雑木林</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>志木街道に沿って新田開発の地割</li> <li>水車活用(高橋水車、油屋の水車)</li> <li>石造物 6 基</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>志木街道西側一部に雑木林のクヌギ・コナラ植生</li> <li>志木街道沿いの一部には屋敷林のケヤキ・シラカシの植生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>西部に雑木林</li> <li>志木街道沿いに屋敷林</li> <li>農地</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>野火止用水、平林寺堀、平林寺の建造物群、境内林、西側の農地が一体となった景観</li> <li>林泉境内、池泉</li> <li>松平伊豆守信綱夫妻の墓(大河内)松平家廟所</li> <li>水車活用(島村水車、山下の工場、太田水車、平林寺の水車)</li> <li>平林寺半僧坊大祭</li> <li>石造物 4 基</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺より高い下末吉残丘と南北に伸びる浅い谷</li> <li>雑木林、針葉樹、建物周辺の庭木に区分される境内林に絶滅危惧種 4 種</li> <li>約 40 種に及ぶ野鳥が生息</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広大な平林寺境内林、睡足軒の森</li> <li>平林寺北側に雑木林、西側に農地</li> <li>本流及び平林寺堀沿いの遊歩道は散策・ハイキングの場</li> <li>平林寺北側の雑木林の市民開放</li> <li>用水を活用した市民によるホタル飼育・鑑賞会</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>野火止用水本流沿いの新田開発の面影を伝える景観</li> <li>西屋敷稻荷</li> <li>関越自動車道横断水路橋</li> <li>石造物 3 基</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合運動公園内緑地の雑木林</li> <li>屋敷林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡公園の西北部に一団の農地</li> <li>本流沿いから見える屋敷林、総合運動公園内緑地の雑木林が連続</li> <li>市民の散策やハイキングの場</li> <li>萌芽更新の取組</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>草地内に菅沢・北野堀跡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>草地内にイチヨウ、ソメイヨシノ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>活用されていない</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>西堀一丁目一帯の本流沿いに屋敷林の面影を伝える景観</li> <li>水車活用(渡辺水車、八軒水車、清水水車、渡辺水車(穴車))</li> <li>西堀水川神社</li> <li>石造物 8 基</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>北部にはクヌギ、コナラの雑木林</li> <li>西堀一丁目の屋敷林にケヤキ、シラカシ等の植生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>北部に雑木林、西堀一丁目に屋敷林</li> <li>本流沿いの蓋かけは歩道、西堀一丁目の本流開渠沿いは歩行者通路、八軒廻し堀跡は歩行者通路として活用</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>水車活用(長谷川水車、小泉水車)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部にクヌギ、コナラの雑木林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>陣屋堀跡の一部を歩道として活用</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地、雑木林、屋敷林が点在した新田開発の面影を伝える景観</li> <li>陣屋堀の築堤</li> <li>石造物 1 基</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各所にクヌギ、コナラやケヤキ、シラカシの屋敷林</li> <li>東部黒目川の段丘斜面林にクヌギ、コナラの植生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>黒目川の段丘斜面林</li> <li>農地、雑木林、屋敷林</li> <li>陣屋堀跡の一部を歩道として活用</li> </ul>

## 2 文化的景観を構成する主要な構成要素

地域区分ごとの景観の現況・特性や自然的な環境の多くが市街化の進行によって失われ、また農業の生産環境も失われてきているという本地域の特性を踏まえ、野火止用水と平林寺を軸として、歴史、自然、生活の視点から主要な景観構成要素を抽出します。

### ● 歴史の視点

歴史の視点で最も重要な要素は野火止用水です。その中でも、史跡に指定されている水路部と史跡に指定されていませんが水路跡の残る部分が重要となります。史跡指定部は、「野火止用水管理・活用計画」で、保存状況に応じA地区、B地区、C地区の3地区に区分されており、さらに開渠部(A地区、B地区はすべて開渠)と暗渠部があるので、これらの点を考慮します。

また、国・県の文化財に指定されている平林寺境内林や建造物群、松平伊豆守信綱夫妻の墓、林泉境内等、野火止用水と密接な関係があることから平林寺を重視します。

### ● 自然の視点

自然の視点では、野火止用水とともに、植生や生息生物の場としての国指定天然記念物の平林寺境内林、二次的自然としての一団の雑木林や屋敷林を重視します。

### ● 生活の視点

歴史的変遷を経て今日に残されている土地利用として、農地、樹林地(雑木林、屋敷林)を重視します。また、農地、樹林地は、市街化が進展している当地区では、都市環境を維持する緑の田園的景観要素としても重要となります。

野火止用水の流れは、市民の散策・ハイキング等のレクリエーションや憩いの場として親しまれていることから、用水に沿った緑道等の歩行者空間も重視します。

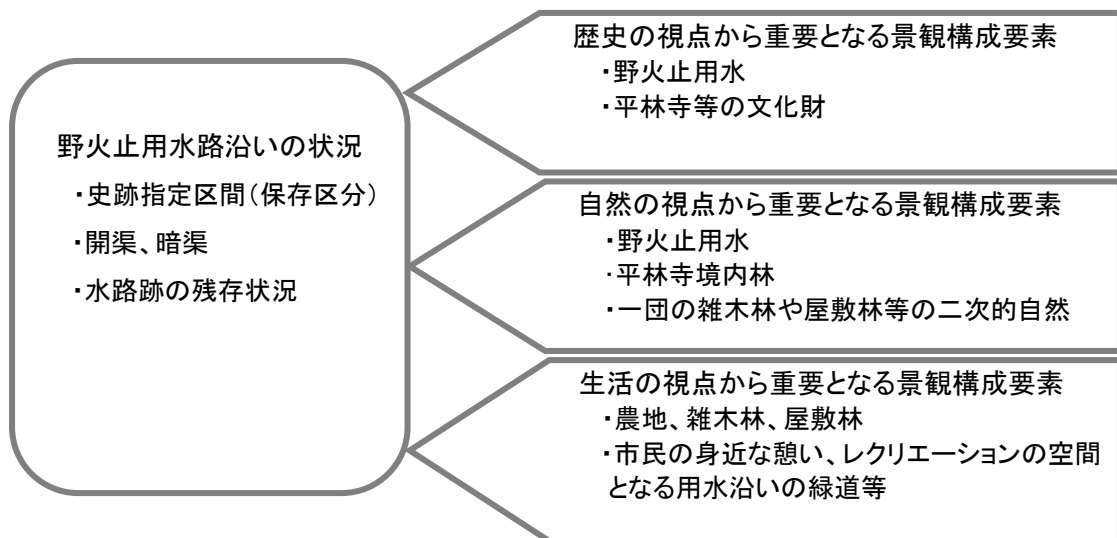


図 3-2 文化的景観を構成する主要な構成要素

以上から、野火止用水・平林寺の文化的景観の主要な構成要素が所在するエリアは、次のようになります。



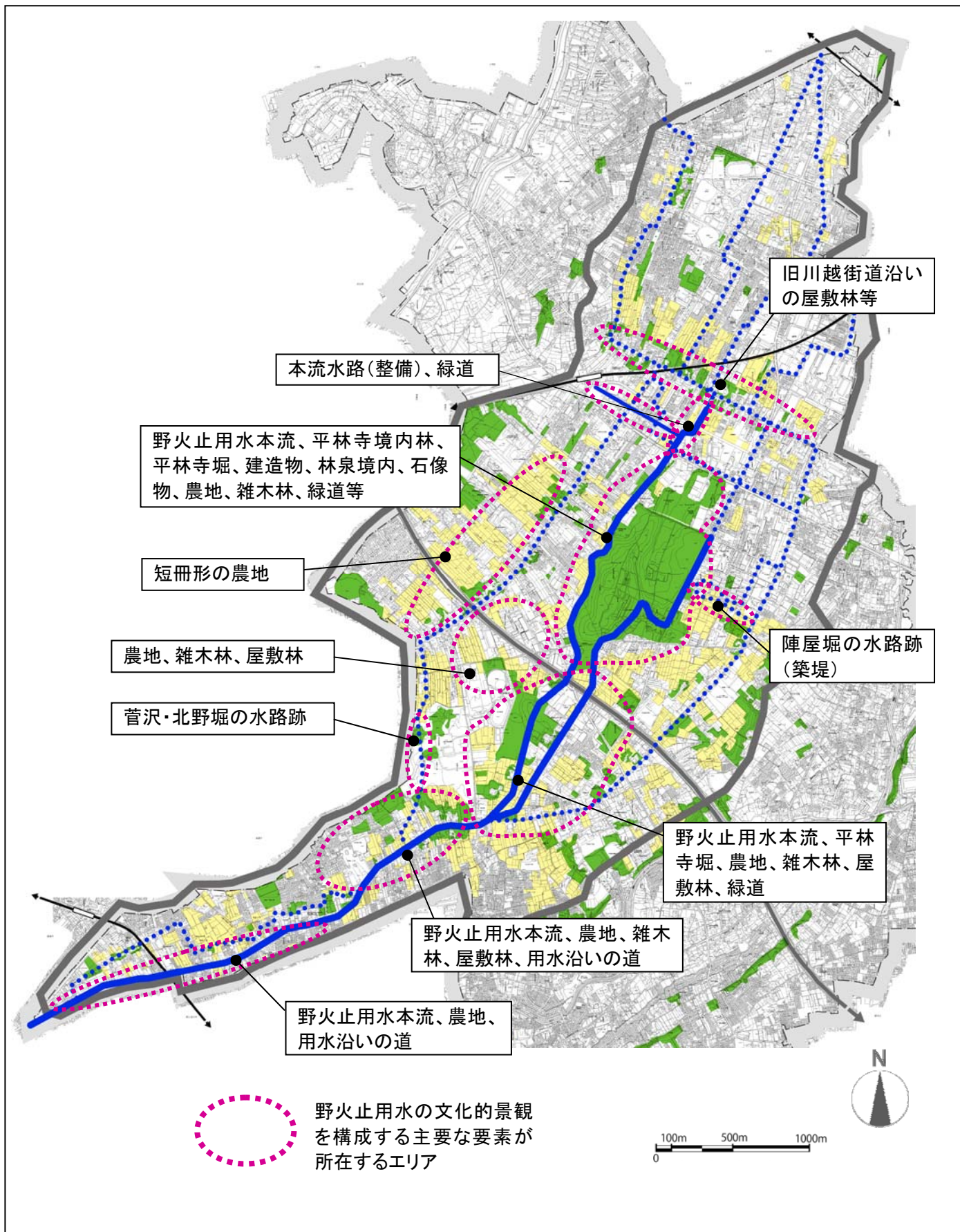


図 3-3 主要な景観構成要素がまとまるエリア

### 3 野火止用水・平林寺の文化的景観の範囲

#### (1) 文化的景観の範囲

野火止用水・平林寺の文化的景観の主要な構成要素が所在するエリアを含む一帯の区域を、本保存計画における野火止用水・平林寺の文化的景観の範囲として次のように設定します。



図 3-4 野火止用水・平林寺の文化的景観の範囲

#### (2) 重要文化的景観の申出範囲

文化的景観の範囲のうち、野火止用水と平林寺、雑木林、農地が一体となった景観を形成している区域を文化的景観として特に重要であるとし、この区域を中心として、新座市景観計画で定める「平林寺・野火止用水周辺ゾーン」との整合性を考慮し、重要文化的景観の選定申出予定範囲として設定します。